

装プ航第3277号
令和6年2月29日
一部改正 装プ航第5785号
令和6年3月29日
一部改正 装プ空第9108号
令和7年5月12日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

防衛装備庁長官
(公印省略)

航空機及びその構成品の認証並びに設計組織及び製造組織の承認
について（通知）

標記について、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）第30条第1項の規定に基づき、別冊のとおり定め、令和6年3月1日から施行することとしたので通知する。

添付書類：別冊

配布区分：長官官房各装備官、長官官房各装備開発官、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、施設等機関の長

写送付先：防衛大学校長

JMAR21

航空機及びその構成品の認証並びに設計組織及び製造組織の承認

令和 7 年 5 月 1 2 日
(第 3 版)

JMAR21 改正履歴

版数	年月日	内容
初版	令和6年2月29日 (令和6年3月1日施行)	・新規制定 ・EMAR21 edition 2.0を参考に作成した。
第2版	令和6年3月29日 (令和6年4月1日施行)	・防衛装備庁の内部組織の改編に伴い改正した。
第3版	令和6年5月12日 (令和7年5月12日施行)	・航空機の安全性の確保に関する訓令の改正に伴い、用語の整理等を行った。 ・JMAR21. A. 3B、JMAR21. A. 107、JMAR21. A. 108、JMAR21. A. 109及びサブパートFを新設した。 ・サブパートZを削除した。 ・誤記訂正その他の軽微な修正をした。

目次

趣旨

全般

21.1 全般

21.2 雑則

サブパートA 総則

21.A.1 適用範囲

21.A.2 証明又は承認の申請者又は保有者以外の組織による引受け

21.A.3A 事象発生報告（故障、機能不良及び欠陥）

21.A.3B 耐空性を改善するための指示（Airworthiness Directive）

21.A.4 設計組織と製造組織との間の調整

サブパートB 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明

21.A.11 適用範囲

21.A.13 適格性

21.A.14 能力の証明

21.A.15 申請

21.A.19 新たに自衛隊型式証明を必要とする変更

21.A.20 型式証明基準及び運用適合性データ証明基準への適合性の証明

21.A.21 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の交付要件

21.A.31 型式設計

21.A.33 検査（Inspection）及び試験

21.A.35 飛行試験

21.A.41 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明

21.A.M42 インテグレーション

21.A.44 保有者の義務

21.A.47 移管可能性

21.A.51 有効期間及び継続的な有効性

21.A.55 記録の保存

21.A.57 マニュアル類

21.A.61 耐空性を維持するための指示書（Instruction for Continuing Airworthiness）

21.A.62 運用適合性データの利用可能性

サブパートC 不適用

サブパートD 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明の変更

21.A.90A 適用範囲

21.A.90B （予約）

21.A.91 自衛隊型式証明の変更の分類

21.A.92 適格性

21.A.93 申請

21.A.95 小変更の承認要件

21.A.97 大変更の承認要件

21.A.101 自衛隊型式証明の大変更のための型式証明基準及び運用適合性データ証明基準

21.A.105 記録の保存

21.A.107 耐空性を維持するための指示書

21.A.108 運用適合性データの利用可能性

21.A.109 義務及びMPAマーキング

サブパートE 自衛隊追加型式証明

- 21. A. 111 適用範囲
- 21. A. 112A 適格性
- 21. A. 112B 能力の証明
- 21. A. 113 自衛隊追加型式証明の申請
- 21. A. 115 自衛隊追加型式証明の承認要件
- 21. A. 116 移管可能性
- 21. A. 117 自衛隊追加型式証明の対象部分に対する変更（自衛隊追加型式証明の変更）
- 21. A. 118A 義務及びMPAマーキング
- 21. A. 118B 有効期間及び継続的な有効性
- 21. A. 118C 記録の保存
- 21. A. 119 マニュアル類
- 21. A. 120A 耐空性を維持するための指示書
- 21. A. 120B 運用適合性データの利用可能性

サブパートF 製造組織の承認を受けない製造

- 21. A. 121 適用範囲
- 21. A. 122 適格性
- 21. A. 124 申請
- 21. A. 125A 合意文書の発行
- 21. A. 125B 指摘事項
- 21. A. 125C 有効期間及び継続的な有効性
- 21. A. 126 製造検査システム
- 21. A. 127 試験：航空機
- 21. A. 128 試験：発動機及びプロペラ
- 21. A. 129 製造者の義務
- 21. A. 130 保証書（設計合致保証書及び使用可能保証書（Statement of conformity））

サブパートG 製品、部品及び機器の製造組織の承認

- 21. A. 131 適用範囲
- 21. A. 133 適格性
- 21. A. 134 申請
- 21. A. 135 製造組織承認書の交付
- 21. A. 139 品質管理システム
- 21. A. 143 製造組織解説（Production Organisation Exposition）
- 21. A. 145 承認の要件
- 21. A. 147 承認製造組織の変更
- 21. A. 148 所在地の変更
- 21. A. 149 移管可能性
- 21. A. 151 承認の条件
- 21. A. 153 承認の条件の変更
- 21. A. 157 検査（Investigations）
- 21. A. 158 指摘事項
- 21. A. 159 有効期間及び継続的な有効性
- 21. A. 163 特権
- 21. A. 165 保有者の義務

サブパートH 自衛隊耐空証明及び自衛隊制限付耐空証明

- 21. A. 171 適用範囲

- 21. A. 172 適格性
- 21. A. 173 分類
- 21. A. 174 申請
- 21. A. 175 言語
- 21. A. 177 自衛隊耐空証明の修正又は変更
- 21. A. 179 移管可能性及び再交付
- 21. A. 180 立入検査 (Inspections)
- 21. A. 181 有効期間及び継続的な有効性
- 21. A. 182 航空機の識別

サブパートI 騒音証明書

サブパートJ 設計組織の承認

- 21. A. 231 適用範囲
- 21. A. 233 適格性
- 21. A. 234 申請
- 21. A. 235 設計組織承認書の交付
- 21. A. 239 設計保証システム
- 21. A. 243 設計組織解説 (Handbook (Design Organisation Exposition))
- 21. A. 245 承認の要件
- 21. A. 247 設計保証システムの変更
- 21. A. 249 移管可能性
- 21. A. 251 承認の条件
- 21. A. 253 承認の条件の変更
- 21. A. 257 検査 (Investigations)
- 21. A. 258 指摘事項
- 21. A. 259 有効期間及び継続的な有効性
- 21. A. 263 特権
- 21. A. 265 保有者の義務

サブパートK 部品及び機器

- 21. A. 301 適用範囲
- 21. A. 303 該当する要件への適合
- 21. A. 305 部品及び機器の承認
- 21. A. 307 部品及び機器の使用可能保証

サブパートL 不適用

サブパートM 修理

- 21. A. 431A 適用範囲
- 21. A. 431B 標準修理
- 21. A. 432A 適格性
- 21. A. 432B 能力の証明
- 21. A. 432C 修理設計の承認の申請
- 21. A. 433 修理設計の要件
- 21. A. 435 修理設計の分類及び承認
- 21. A. 439 修理用部品の製造
- 21. A. 441 修理の実施
- 21. A. 443 制限事項
- 21. A. 445 修理されない損傷
- 21. A. 447 記録の保存
- 21. A. 449 耐空性を維持するための指示書

21. A. 451 義務及びMPAマーキング

サブパートN 不適用

サブパートO 構成品の承認 (JTSO Authorisation)

21. A. 601 適用範囲

21. A. 602A 適格性

21. A. 602B 能力の証明

21. A. 603 申請

21. A. 604 APUに係る構成品の承認

21. A. 605 データ要件

21. A. 606 構成品の承認の要件

21. A. 607 構成品の承認の保有者の特権

21. A. 608 設計及び性能に関する宣言書 (Declaration of Design and Performance (DDP))

21. A. 609 構成品の承認の保有者の義務

21. A. 610 逸脱の承認

21. A. 611 設計の変更

21. A. 613 記録の保存

21. A. 615 当局による検査 (Inspection)

21. A. 619 有効期間及び継続的な有効性

21. A. 621 移管可能性

サブパートP 飛行許可

21. A. 701 適用範囲

21. A. 703 適格性

21. A. 705 国の当局

21. A. 707 飛行許可の申請

21. A. 708 飛行条件

21. A. 709 飛行条件の承認の申請

21. A. 710 飛行条件の承認

21. A. 711 飛行許可書の交付

21. A. 713 飛行許可の変更

21. A. 715 言語

21. A. 719 移管可能性

21. A. 721 立入検査

21. A. 723 有効期間及び継続的な有効性

21. A. 725 飛行許可の更新

21. A. 727 飛行許可の保有者の義務

21. A. 729 記録の保存

サブパートQ 製品、部品及び機器の識別

21. A. 801 製品の識別

21. A. 803 識別データの取扱い

21. A. 804 部品及び機器の識別

21. A. 805 重要部品 (critical parts) の識別

21. A. 807 承認を受けた構成品の識別

趣旨

このJMAR21は、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）を実施するため、訓令に規定する自衛隊型式証明、自衛隊型式証明の変更の承認、自衛隊制限付型式証明、自衛隊制限付型式証明の変更の承認、自衛隊追加型式証明、自衛隊追加型式証明の変更の承認、自衛隊耐空証明、自衛隊制限付耐空証明、飛行許可、修理設計の承認及び構成品の承認並びに設計及び製造に係る組織承認に係る手続等について、欧州防衛庁（European Defence Agency）のMilitary Airworthiness Authorities（MAWA）Forumが承認したEMAR21を踏まえて定めるものとする。

全般

21.1 全般

- (a) 「設計組織」は、次のとおりとする。
1. 製品、部品及び機器の設計若しくは当該設計の変更又は修理設計に対して責任を負う組織は、JMAR21に従い設計組織としての能力を有することを証明しなければならない。防衛省の組織が、製品、部品及び機器の設計若しくは当該設計の変更又は修理設計に対して責任を負う他の組織と共に設計活動を行う場合において、JMAR21に従い当該能力を有することを証明するときは、これらの組織は、単一の組織として扱われなければならない。
 2. 1.にかかわらず、主たる事業の場所が外国にある組織は、当該外国（以下この2.において「相手国」という。）の当局のうち、次に掲げる全ての条件を満たすもの（相手国の当局が民間航空当局である場合にあっては、次の(i)の条件を満たすもの）が発行した証明又はそれに類する承認（以下この2.において「証明等」という。）を保有することにより、証明等に係る製品、部品及び機器に関して、設計組織としての能力を有することを証明することができる。
 - (i) 相手国の当局が設計国として監督を行っていること。
 - (ii) MAWAが承認したEMAD-Rに基づく手続によるレコグニションを通じて、相手国の耐空性に係る制度が、組織承認に関する制度と同等の制度又は相手国の当局の直接的な関与のいずれかを通じて、JMAR21により達成されるものと同程度の独立した適合性の確認を含むものと判断できること。
- (b) 「航空機」とは、自衛隊の使用する航空機をいい、自衛隊法（昭和29年法律第165号）その他の法令及び規則類に従う航空機として定義される。
- (c) 「当局」とは、次に掲げるものをいう。
1. 認証を担当する当局
 - (i) ー
 - (ii) 防衛大臣
 2. 製造組織及び設計組織の組織承認を担当する当局
 - (i) ー
 - (ii) 防衛大臣
 3. 飛行許可書の交付を担当する当局
防衛大臣
 4. 自衛隊耐空証明書の交付を担当する当局
防衛大臣
 5. ー
- (d) 「申請者」とは、次のとおりとする。

1. ー
 2. 幕僚長等
 3. ー
- (e) 「認証」とは、製品、部品若しくは機器又は組織が、適用される耐空性に係る要件に適合していることを確認し、それを証明する書類を発行する過程をいう。
- (f) 「継続耐空性」とは、自衛隊型式証明書又は自衛隊追加型式証明書に記載された条件が、その有効期間のいずれの時点においても満たされていることを立証するために実施される全ての業務をいう。（型式設計）
- (g) 「耐空性の維持」とは、航空機が、その運用期間のいずれの時点においても有効な耐空性に係る要件に適合していること、かつ、安全に運用することができる状態にあることを確保する全てのプロセスをいう。（整備）
- (h) 「証明書」とは、防衛省の証明書をいう。なお、民間航空当局が発行した過去の民間機用の証明の一部を活用することができる。
- (i) 「組織承認」とは、当局が行った組織承認をいう。
- (j) JMAR様式集の定めにかかわらず、当局が承認したときは、他の様式を使用することができる。
- (k) 「運用適合性データ (Operational Suitability Data)」とは、航空機の自衛隊型式証明書、自衛隊制限付型式証明書又は自衛隊追加型式証明書の一部であり、次に掲げるものから構成されるデータをいう。
- (i) ー
 - (ii) ー
 - (iii) ー
 - (iv) ー
 - (v) 原運用許容基準 (Master Minimum Equipment List (MMEL))
- (l) 「運用組織」とは、航空機を運用する組織をいう。
- (m) 「整備組織」とは、承認整備組織 (Approved Maintenance Organisation (AMO)) 及び承認整備組織としての承認を求める組織をいう。
- (n) 「ー」は、EMAR21に規定があるものの、JMAR21の規定としては採用しないことに対応する。
- (o) 「(予約)」は、EMAR21に「(Reserved)」と記載されているものに対応する。
- (p) 「不適用」は、EMAR21に「NOT APPLICABLE」と記載されているものに対応する。
- (q) JMAR21において項目を細分する場合は、次の順序の例により見出し符号を付ける。
- サブパートA 21.A.1 (a) 1. (i) (A)
- (r) JMAR21において使用する用語は、(b)から(i)まで及び(k)から(m)までに掲げるもののほか、訓令及び航空機の安全性の確保に関する訓令の運用について（装プ航第3275号。令和6年2月29日）において使用する用語の例による。

21.2 雑則

- (a) このJMAR21の実施に関し必要な細部事項は、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）が別に定める。
- (b) 訓令の実施に関し、このJMAR21により難しい場合には、長官が適当と認める方法によることができる。
- (c) このJMAR21に関し疑義が生じた場合には、防衛装備庁プロジェクト管理部

装備技術官（航空担当）付耐空性監査室に照会するものとする。この場合において、EMAR21を参照した上で行うものとする。

サブパートA 総則

21.A.1 適用範囲

このサブパートは、JMAR21に従い交付される証明又は承認の申請者及び保有者の権利及び義務に関する総則を定める。JMAR21の適用に当たっては、欧州防衛庁が採択したEMAR21 AMC&GM-Acceptable Means of Compliance and Guidance Material for the Certification of Military Aircraft and Related Products, Parts and Appliances, and Design and Production Organisations (EMAR 21 AMC&GM) を参考にすること。

21.A.2 証明又は承認の申請者又は保有者以外の組織による引受け

製品、部品又は機器に係る証明又は承認の保有者又は申請者が、JMAR21の下で負う行為及び義務は、当該証明又は当該承認の保有者又は申請者が、その義務の適切な履行の確保のため、他の組織と合意（agreement）を結んだことを当局に対して示すことができる場合には、当該他の組織が代わりに履行することができる。

21.A.3A 事象発生報告（故障、機能不良及び欠陥）

(a) データの収集、調査及び分析のためのシステム

自衛隊型式証明、自衛隊制限付型式証明、自衛隊追加型式証明、構成品の承認、大修理設計の承認その他の承認（このサブパートにおいて「自衛隊型式証明等」という。）の保有者は、自衛隊型式証明等の対象の製品、部品又は機器の故障、機能不良、欠陥その他の耐空性に悪影響を及ぼすおそれのある事象に関する情報の報告を収集し、調査し、及び分析するための制度を整備しなければならない。この制度に関する情報は、当該製品、当該部品又は当該機器の全ての運用組織が利用できるようにしなければならない。かつ、JMAR21、JMAR145、JMAR Mその他関連する通知に従い権限を与えられた者の求めに応じ、これらの者が利用できるようにしなければならない。

(b) 当局への報告

1. 自衛隊型式証明等の保有者は、自衛隊型式証明等の対象の製品、部品又は機器に関連して発生したものであって、安全でない状態をもたらした、又は安全でない状態をもたらす可能性のある故障、機能不良、欠陥又はその他の事象について、当局に報告しなければならない。ただし、同じ事象について、JMAR145又はJMAR Mに従い、当局に報告する場合は、この限りでない。
2. 報告は、事象発生報告書（JMAR様式44）を当局に提出することにより行わなければならない。当該報告は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも安全でない可能性のある状態が特定された時から72時間以内に提出しなければならない。ただし、例外的な状況により報告の提出が妨げられるときは、この限りでない。

(c) 報告された事象の調査

1. (b)、JMAR21.A.129の(f)2.又はJMAR21.A.165の(f)2.の下で報告された事象が、設計上の欠陥又は製造上の欠陥に起因するときは、自衛隊型式証明等の保有者又は適当な製造者（製造組織）は、当該欠陥の原因を調査するとともに、調査結果及び当該欠陥を是正するために講じている、又は講じようとする措置を当局に報告しなければならない。

2. 当局が、当該欠陥を是正するための措置を講じることが必要であると判断したときは、自衛隊型式証明等の保有者又は該当する製造者（製造組織）は、関連するデータを当局に提出しなければならない。

21. A. 3B 耐空性を改善するための指示（Airworthiness Directives）

- (a) 耐空性を改善するための指示（Airworthiness Directive）とは、当局が発行し、又は採択する文書であって、航空機の安全性が損なわれるおそれがあることが明らかになった場合に、当該航空機の安全性を許容可能な水準まで回復するために航空機に対して実施すべき処置を義務付けるものをいう。
- (b) 当局は、次の場合に耐空性を改善するための指示を発行する。
 1. 航空機又は当該航空機に装備された発動機、プロペラ、部品若しくは機器に欠陥があることにより、当該航空機に安全でない状態が存在すると当局が判断した場合
 2. 1. の安全でない状態の影響を受ける可能性のある他の航空機（当該航空機に装備されている発動機、プロペラ、部品又は機器を含む。）において、当該状態が存在し、又は発生する可能性がある場合
- (c) (b) で言及された安全でない状態を改善するため又は検査の実施を要求するために、当局が耐空性を改善するための指示を発行しなければならない場合には、自衛隊型式証明等の保有者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 1. 適切な是正措置若しくは必要な検査又はその両方を提案し、承認を得るため、その詳細を当局に提出すること。
 2. 1. で言及された是正措置若しくは必要な検査又はその両方を当局が承認した後、その製品、部品又は機器の全ての既知の運用組織又は所有者並びに求めに応じ耐空性を改善するための指示を遵守することが要求される者が、適切な記述データ及び実施のための指示を利用可能とすること。
- (d) 耐空性を改善するための指示には、少なくとも次に掲げる情報が含まれていなければならない。
 1. 安全でない状態
 2. 影響を受ける航空機並びに運用及び整備に関する書類
 3. 要求される措置
 4. 要求される措置の実施期限
 5. 発効日

21. A. 4 設計組織と製造組織との間の調整

自衛隊型式証明、自衛隊制限付型式証明、自衛隊追加型式証明、構成品の承認、型式証明の変更の承認又は修理設計の承認の保有者は、次に掲げる事項を達成するため、必要に応じ、設計組織と製造組織との間の連携体制を確立しなければならない。

- (a) JMAR21. A. 122、JMAR21. A. 130の(b)3.、JMAR21. A. 133又はJMAR21. A. 165の(c)2. により求められる設計と製造に係る十分な調整
- (b) 製品、部品又は機器に関する継続耐空性の確保のための適切な支援

サブパートB 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明

21. A. 11 適用範囲

このサブパートは、製品の自衛隊型式証明及び航空機の自衛隊制限付型式証明の手続並びに自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。

21. A. 13 適格性

JMAR21. A. 14に従い設計組織としての能力を証明した者又はその過程にある者は、このサブパートに定める条件の下で、自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明を申請することができる。

21. A. 14 能力の証明

- (a) 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の申請者は、サブパートJに従い、当局による設計組織の承認を有することにより、設計組織としての能力を有することを証明しなければならない。
- (b) (a)にかかわらず、申請者は、次に示す場合に、設計組織としての能力を有することを証明するための代替手段として、JMAR21に適合するために必要となる特定の設計手法、人的・物的資源及び一連の活動を定めた手順の使用について、当局に同意を求めることができる。

- 1. —
- 2. 設計組織の承認の取得段階にある場合
- 3. —
- 4. (予約)

(c) (予約)

- (d) (a)にかかわらず、防衛省の組織が、自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の申請者となる場合は、JMAR21. A. 2に従い、型式設計データにアクセスできる設計組織との間で、当局が受け入れられる合意 (agreement) を結ぶことにより、設計組織としての能力を有することを証明することができる。当該合意には、申請者が、JMAR21. A. 44に適合していることの証明を含め、サブパートJの要件に適合するために、合意を結んだ設計組織と協力して、申請者としての行為及び義務が当該設計組織にどのように委任されるかについての詳細な記述を含めなければならない。

(注) 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明の申請者は、訓令第8条及び第10条の規定に基づき、幕僚長等であるため、自らが設計組織としての能力を有することを証明する場合を除き、(d)が適用される。

21. A. 15 申請

- (a) 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の申請は、それぞれ自衛隊型式証明申請書 (JMAR様式30a) 又は自衛隊制限付型式証明申請書 (JMAR様式30b) を当局に提出することにより行わなければならない。

国内で設計する製品について、型式証明基準を定めるときは、国土交通大臣が定める耐空性審査要領 (昭和41年空検第381号) を耐空性基準 (airworthiness codes) として用いるものとする。ただし、航空機の用途等を考慮し、これが適切ではない場合は、次に掲げる耐空性基準のいずれかを基に型式証明基準を定めることができる。この場合、欧州防衛庁が定めるEuropean Military Airworthiness Certification Criteria (EMACC) 又は米国国防省 (U.S Department of Defense) が定めるMIL-HDBK-516Cを参考とするものとする。

- 1. 北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国間の共通規格であるStandardization Agreement (STANAG)
- 2. 英国国防省 (UK Ministry of Defence) が定めるDefence Standards (Def Stan)
- 3. 我が国が承認した外国の軍当局が定める耐空性基準のうち、当局が適切と

認めるもの

4. 欧州連合航空安全庁（EASA）が定める耐空性基準

5. 米国連邦航空局（FAA）が定める耐空性基準

6. その他当局が適切と認める耐空性基準

(b) 申請には、少なくとも、製品に関する予備的な記述データ（preliminary descriptive data）並びに認証を求める製品の用途及び運航の方法を含めなければならない。JMAR21. A. 20との適合性を証明するための計画（適合性証明プログラム）を含めるか、又は追加で提出しなければならない。適合性証明プログラムは、次に掲げる事項により構成されなければならない。

1. 型式設計の詳細な説明（自衛隊型式証明を受ける全ての形態に係るものを含む。）

2. 運用上の特性及び運用限界の案

3. 認証を求める製品の用途及び運航の方法

4. 型式証明基準及び運用適合性データ証明基準の案（当局の求めに応じて準備したもの及び当局との調整に基づく通知に従って準備したもの）

5. 適合性証明プログラムについて、適合性を証明するための活動及びデータを、意味のあるグループに分割する案（適合性証明方法及び関連する適合性証明文書の案を含む。）

6. 意味のあるグループに分割された適合性を証明するための活動及びデータの評価案。当該評価案は、型式証明基準又は運用適合性データ証明基準への確認できていない不適合が存在する可能性及び製品の安全性に及ぼす当該不適合の潜在的な影響について評価するものとする。当該評価案は、少なくとも次に掲げる事項を考慮しなければならない。

(i) 認証プロジェクトに関する、運用上の観点、組織上の観点及び設計に係る知見の管理の観点に関するものを含む新規性のある又は通常と異なる特徴

(ii) 設計の複雑さ及び適合性を証明する複雑さ又はそのいずれか

(iii) 類似の設計に関して特定されたものを含めた、設計又は技術の重大性及び関連する安全上のリスク

(iv) 申請に係る設計組織の関連分野における実績及び経験

当該評価に基づき、申請には、適合性を証明する活動及びデータの検証に対する当局の関与の案を含めなければならない。

7. 主要なマイルストーンを含むプロジェクトの計画表

(c) 適合性証明プログラムの当局への初回提出後、認証プロジェクトに関し、(b)1. から(b)7. までに掲げる事項のいずれかに影響を及ぼす変更があるときは、申請者は、適合性証明プログラムを更新しなければならない。

(d) 航空機の自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の申請には、運用適合性データの承認のための補足資料を含めるか、又は追加で提出しなければならない。

(e) 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の申請の有効期間は、5年とする。ただし、申請時に、適合性を証明するためにより長い期間を必要とすることに当局が同意する場合は、この限りでない。

(f) 自衛隊型式証明書又は自衛隊制限付型式証明書が(e)で同意された期間内に交付されなかった場合又は交付されないことが明らかとなった場合には、申請者は、申請の有効期間の延長を申請しなければならない。この場合において、(e)の下で定められた期間に適合する新たな日付けのものであって、

当局が定め、通知した型式証明基準及び運用適合性データ証明基準の全ての変更に適合しなければならない。

21. A. 19 新たに自衛隊型式証明を必要とする変更

製品を変更しようとする者は、設計、形態、出力、推力又は質量の変更が非常に広範であるため、型式証明基準への適合性の実質的に完全な調査が必要であると当局が判断した場合には、新たに自衛隊型式証明を申請しなければならない。

21. A. 20 型式証明基準及び運用適合性データ証明基準への適合性の証明

- (a) 当局が適合性証明プログラムを受け入れた後、申請者は、当局が定め、通知した型式証明基準及び運用適合性データ証明基準に適合することを証明するとともに、当該適合性を証明した方法を当局に提出しなければならない。
- (b) 申請者は、適合性を証明する過程において発覚した困難又は事象のうち、JMAR21. A. 15の(b)6. によるリスクアセスメント若しくは適合性証明プログラムに重大な影響を与える可能性があるもの又は申請者に対して事前に通知された当局の関与の度合いの変更を必要とする可能性があるものについて、当局に報告しなければならない。
- (c) 申請者は、適合性証明プログラムにおいて示した適合性証明文書に、適合性を認めるに至った正当な理由を記録しなければならない。
- (d) 申請者は、JMAR21. A. 33による検査及び試験を含む適合性証明プログラムの全ての適合性の証明を完了し、かつ、JMAR21. A. 35に従った全ての飛行試験を完了した後に、次に掲げる事項を宣言しなければならない。
 - 1. 当局が受け入れた適合性証明プログラムに従い、当局が定め、通知した型式証明基準及び運用適合性データ証明基準に適合していることを証明したこと。
 - 2. 認証を求める製品の用途に関して、製品を安全でないものにする可能性のある特徴又は特性が特定されていないこと。
- (e) 申請者は、(d)による適合性宣言書 (declaration of compliance) を当局に提出しなければならない。この場合において、適切な設計組織の承認を受けている場合は、申請者は、サブパートJに従い適合性宣言書を作成し、当局に提出しなければならない。

21. A. 21 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の交付要件

- (a) 申請者は、製品の自衛隊型式証明を受けるため、又は航空機が訓令附属書第1若しくは第2に定める基準を満たさない場合に航空機の自衛隊制限付型式証明を受けるために、次に掲げることを行わなければならない。
 - 1. JMAR21. A. 14に従い、設計組織としての能力を証明すること。
 - 2. JMAR21. A. 20を遵守すること。
 - 3. 発動機及びプロペラが航空機に装備されている場合には、次のいずれかを証明すること。
 - (A) 発動機及びプロペラについて、JMAR21に従い自衛隊型式証明が交付されていること。
 - (B) 発動機及びプロペラが、安全な飛行を確保するために必要なものとして当局が定め、通知した航空機の型式証明基準に適合していることが証明されていること。
- (b) (a) 2. にかかわらず、JMAR21. A. 20の(d)に示す宣言に含む申出により、申請者は、運用適合性データ証明基準への適合性を証明する前に、航空機の自

衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の交付を受けることができる。ただし、実際に当該データが使用される日より前に、申請者は、運用適合性データ証明基準との適合性について証明しなければならない。

21. A. 31 型式設計

(a) 型式設計は、次に掲げる内容により構成しなければならない。

1. 適用される型式証明基準に適合することが証明された製品の形態及び設計上の特徴を定義するために必要な、図面及び仕様書並びにこれらの一覧
2. 製品の合致性を確保するために必要な情報であって、資材、工程並びに製品の製造方法及び組立方法に関するもの
3. 適用される耐空性基準により定義される耐空性を維持するための指示書における耐空性限界の項目であって、当局の承認を受けたもの
4. 同一の型式の後の製品の耐空性を比較により決定するために必要なその他のデータ

(b) それぞれの型式設計は、十分に区別されなければならない。

21. A. 33 検査 (Inspections) 及び試験

(a) (予約)

(b) JMAR21. A. 20により求められる適合性の証明における各試験を実施する前に、申請者は、次に掲げる内容を確認しなければならない。

1. 供試体について

(i) 材料及び工程が、型式設計案の仕様に十分に合致していること。

(ii) 部品が、型式設計案の図面に十分に合致していること。

(iii) 製造工程及び組立て (construction and assembly) が、型式設計案で規定したものに十分に合致していること。

2. 試験装置及び測定装置について

試験装置及び測定装置が試験に十分なものであり、かつ、適切に較正されていること。

(c) 申請者は、(b)による確認結果に基づき、合致しない (non-conformity) 可能性がある全ての事項を列挙し、当該事項が試験結果に影響を及ぼさない根拠を記載した設計合致保証書 (Statement of Conformity) を当局に提出するとともに、当該設計合致保証書の妥当性を確認するために必要と認める検査を当局が行うことができるようにしなければならない。

(d) 申請者は、当局が次に掲げる事項を行えるようにしなければならない。

1. 適合性の証明に関連するいかなるデータ及び情報を審査すること。

2. 適合性を証明するためのいかなる試験 (飛行試験及び地上試験を含む。
) 若しくは検査に立ち会い、又はそれらを実施すること。

(e) (d) 2. に従い当局が立ち会い、又は実施する全ての試験及び検査について、申請者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

1. (c)に定める設計合致保証書を当局に提出すること。

2. (c)に定める設計合致保証書を当局に提出したときから試験のために供試体を当局に提示するまでの間に、供試体又は試験装置及び測定装置のいずれかに対しても、設計合致保証書の有効性に影響を及ぼす変更を加えないこと。

21. A. 35 飛行試験

(a) 自衛隊型式証明を取得するための飛行試験は、当局が承認した飛行試験の条件に従い実施しなければならない。

(b) 申請者は、当局が次に掲げる事項を判断するために必要と判断する全ての飛行試験を実施しなければならない。

1. 適用される型式証明基準への適合性
2. 航空機、部品及び機器が信頼でき、かつ、適切に機能することについての合理的な保証の有無

(c) (予約)

(d) (予約)

(e) (予約)

(f) (b) 2. に定める飛行試験には、次に掲げる内容を含めなければならない。

1. 過去に自衛隊型式証明を受けた航空機に装備されたことのない型式のタービン発動機を装備する航空機については、自衛隊型式証明に合致する発動機の形態による少なくとも300時間又は当局が同意した時間の運用
2. その他の航空機については、少なくとも150時間又は当局が同意した時間の運用

21.A.41 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明

自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明には、型式設計、運用限界、耐空性に関する型式証明データシート、当局が適合性を記録する該当する型式証明基準及び該当する型式証明基準において製品に適用されるその他の条件又は制限を含めなければならない。また、自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明には、該当する運用適合性データ証明基準及び運用適合性データを含めなければならない。

21.A.M42 インテグレーション

航空機の自衛隊型式証明の保有者は、サブパートEの下で自衛隊追加型式証明を受けたものを除き、製品、武器その他航空機に搭載するシステムのインテグレーションに関し責任を負わなければならない。

21.A.44 保有者の義務

自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の保有者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (a) JMAR21.A.3A、JMAR21.A.3B、JMAR21.A.4、JMAR21.A.55、JMAR21.A.57、JMAR21.A.61及びJMAR21.A.62に定める義務を負うとともに、JMAR21.A.14の要件を継続的に満たすこと。
- (b) サブパートQに従い、製品並びに製品を構成する全ての部品及び機器にマーキングを行うこと。

21.A.47 移管可能性

自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の移管は、JMAR21A.44の義務を履行することができ、かつ、当該義務の履行のため、JMAR21.A.14の基準を満たすために設計組織としての能力を証明した幕僚長等に対してのみ行うことができる。

移管は、自衛隊型式証明書等の保有者の変更の申請書（JMAR様式38）を当局に提出することにより行わなければならない。

21.A.51 有効期間及び継続的な有効性

- (a) 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明の有効期間は、無期限とし、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、効力を有し続けるものとする。

1. 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明の保有者がJMAR21に適合すること。
 2. 当局の定めた手続に従い自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明が放棄され、又は取り消されていないこと。
- (b) 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明が放棄され、又は取り消されたときは、自衛隊型式証明書又は自衛隊制限付型式証明書は、当局に返納されなければならない。

21.A.55 記録の保存

自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の保有者は、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書（試験が行われた製品に係る検査の記録を含む。）を当局が利用できるように保存するとともに、製品の継続耐空性及び運用適合性データの継続的な妥当性の確保のために必要な情報を提供するために保存しなければならない。

21.A.57 マニュアル類

自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の保有者は、適用される型式証明基準及び運用適合性データ証明基準により求められる全てのマニュアルの原本を作成し、維持し、及び更新するとともに、当局の求めに応じ、その写しを提出しなければならない。

21.A.61 耐空性を維持するための指示書（Instruction for Continuing Airworthiness）

- (a) 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の保有者は、製品の全ての既知の運用組織に対し、当該製品の引渡しの際又は関係する航空機への自衛隊耐空証明書の交付の際のいずれか遅いときまでに、適用される型式証明基準に従い作成した記述データ及び実施のための指示を含む完全な耐空性を維持するための指示書を少なくとも1セット提供するとともに、その後は当該指示書の要件に適合する必要がある他の組織の求めに応じ、当該組織が当該指示書を利用できるようにしなければならない。オーバーホールその他の重整備に関するマニュアル類又は耐空性を維持するための指示書の一部については、その提供を当該製品の使用開始以降に延期することができる。ただし、当該製品が所定の使用年数、飛行時間又はサイクルに達する前までに利用できるようにしなければならない。
- (b) 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の保有者は、耐空性を維持するための指示書の変更を、製品の全ての既知の運用組織に利用できるようにするとともに、当該指示書の要件に適合する必要がある他の組織の求めに応じ、提供しなければならない。自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の申請者は、耐空性を維持するための指示書の変更をどのように提供するかを示す計画を当局に提出しなければならない。

21.A.62 運用適合性データの利用可能性

自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の保有者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 運用組織が運用適合性データの利用を始める前に、適用される運用適合性証明基準に従い作成した少なくとも1セットの完全な運用適合性データを、当該型式の航空機の全ての既知の運用組織が利用できるようにすること。
- (b) 運用適合性データに変更があった場合には、当該変更を当該型式の航空機

の全ての既知の運用組織が利用できるようにすること。

(c) 次に掲げる者の求めに応じ、該当する運用適合性証明基準に従い作成された少なくとも1セットの完全な運用適合性データ及びその変更内容を利用できるようにすること。

1. 当該運用適合性データの1つ又はそれ以上の要素との合致性について確認する責任を有する当局
2. 当該運用適合性データの1つ又はそれ以上の要素に適合することが求められる者

サブパートC 不適用

サブパートD 自衛隊型式証明及び自衛隊制限付型式証明の変更

21. A. 90A 適用範囲

このサブパートは、自衛隊型式証明の変更の承認に関する手続並びに当該承認の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。このサブパートにおいて、自衛隊型式証明には、自衛隊制限付型式証明を含むものとする。

21. A. 90B (予約) (予約)

21. A. 91 自衛隊型式証明の変更の分類

自衛隊型式証明の変更は、「小変更」と「大変更」に分類される。「小変更」は、製品の耐空性に影響を及ぼす質量、重心位置 (balance)、構造強度、信頼性、運用の特性 (operational characteristics)、運用適合性データ又はその他の特性に対して有意な影響を及ぼさない変更とし、その他の全ての変更は、JMAR21. A. 19に該当する変更を除き、このサブパートの下での「大変更」とする。大変更及び小変更は、JMAR21. A. 95又はJMAR21. A. 97に従い適切に承認されるものとし、また十分に区別されなければならない。

21. A. 92 適格性

- (a) 自衛隊型式証明の保有者は、このサブパートの下で自衛隊型式証明の大変更の承認を申請することができる。自衛隊型式証明の保有者以外の者が自衛隊型式証明の大変更を行う場合は、サブパートEの下で自衛隊追加型式証明を申請しなければならない。
- (b) 自衛隊型式証明の保有者又は自衛隊型式証明の保有者以外の者のいずれも、このサブパートの下で自衛隊型式証明の小変更の承認を申請することができる。

21. A. 93 申請

- (a) 自衛隊型式証明の変更の申請は、大変更・大修理設計の承認申請書 (JMAR様式31) 又は小変更・小修理設計の承認申請書 (JMAR様式32) を当局に提出することにより行わなければならない。
- (b) 申請には、JMAR21. A. 20に従い適合性を証明するための適合性証明プログラムを含めるか、又は追加で提出しなければならない。適合性証明プログラムは、次に掲げる事項により構成されなければならない。
 1. 次に掲げる事項を特定した変更の説明
 - (i) 自衛隊型式証明の変更の対象となる製品の形態
 - (ii) 自衛隊型式証明の変更により変更され、又は影響を受ける製品の全

- ての範囲（承認されたマニュアルを含む。）
- (iii) 自衛隊型式証明の変更が運用適合性データに影響を及ぼす場合、当該運用適合性データに加える必要のある変更
2. 自衛隊型式証明の変更及び当該変更により影響を受ける範囲が型式証明基準及び運用適合性データ証明基準に適合していることを証明するために必要となる検査の特定
3. 大変更に関しては、次に掲げる事項
- (i) JMAR21. A. 101に規定された要件及び選択に従って作成された型式証明基準及び運用適合性データ証明基準の案
- (ii) 適合性証明プログラムについて、適合性を証明するための活動及びデータを、意味のあるグループに分割する案（適合性証明方法及び関連する適合性証明文書の案を含む。）
- (iii) 意味のあるグループに分割された適合性を証明する活動及びデータの評価案。当該評価案は、型式証明基準又は運用適合性データ証明基準への確認できていない不適合が存在する可能性及び製品の安全性に及ぼす当該不適合の潜在的な影響について評価するものとする。当該評価案においては、少なくとも次に掲げる事項を考慮しなければならない。
- (A) 認証プロジェクトに関する、運用上の観点、組織上の観点及び設計に係る知見の管理の観点に関するものを含む新規性のある及び通常と異なる特徴
- (B) 設計の複雑さ及び適合性を証明する複雑さ又はそのいずれか
- (C) 類似の設計に関して特定されたものを含めた、設計又は技術の重大性及び関連する安全上のリスク
- (D) 申請に係る設計組織の関連分野における実績及び経験
- 当該評価に基づき、申請書には、適合性を証明する活動及びデータの検証に対する当局の関与の案を含めなければならない。
- (iv) 主要なマイルストーンを含むプロジェクトの計画表
- (c) 自衛隊型式証明の変更の申請の有効期間は、5年とする。ただし、申請時に、より長い期間に当局が同意する場合は、この限りでない。自衛隊型式証明の変更がこの(c)で同意された期間内に承認されなかった場合又は承認されないことが明らかになった場合には、申請者は、申請の有効期間の延長を申請しなければならない。この場合において、JMAR21. A. 101に従い当局が定め、通知する型式証明基準及び運用適合性データ証明基準に適合しなければならない。

21. A. 95 小変更の承認要件

- (a) 自衛隊型式証明の小変更は、次に掲げるいずれかの者が分類し、承認するものとする。
1. 当局
2. 承認設計組織（JMAR21. A. 263の(c)1. 及び(c)2. に定める特権の範囲内であって承認の条件に記載されているものに限る。）
- (b) 自衛隊型式証明の小変更は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、承認されるものとする。
1. 自衛隊型式証明の変更及び当該変更により影響を受ける範囲が、自衛隊型式証明書で示された型式証明基準に適合することが証明されること。
2. 運用適合性データに影響を及ぼす自衛隊型式証明の変更の場合において、運用適合性データへの必要な変更が、自衛隊型式証明書で示された運用適合性データ証明基準に適合することが証明されること。

3. 1. に従い適用される型式証明基準への適合性が宣言され、適合性を認めるに至った正当な理由（justification）が適合性証明文書に記録されていること。
4. 認証を求める製品の用途に関して、製品を安全でないものとする可能性のある特徴又は特性が特定されていないこと。
- (c) (b) 1. にかかわらず、適合性の証明に影響を及ぼさない場合に限り、自衛隊型式証明書に示された耐空性基準よりも後に適用された耐空性基準を小変更の承認に使用することができる。
- (d) (a) にかかわらず、JMAR21. A. 20の(d)に示す宣言に含む申出により、運用適合性データ証明基準への適合性が証明される前に、航空機の自衛隊型式証明の小変更を承認することができる。ただし、申請者は、実際に当該運用適合性データが使用される日より前に運用適合性データ証明基準との適合性について証明しなければならない。
- (e) 申請者は、自衛隊型式証明の変更に係る証明データ及び(b)に従い適合性を証明した旨の文書として、変更・修理設計の承認報告書（JMAR様式106）を当局に提出しなければならない。
- (f) 自衛隊型式証明の小変更の承認は、その変更に関連する自衛隊型式証明の特定の形態に限定されなければならない。

21. A. 97 大変更の承認要件

- (a) 自衛隊型式証明の大変更は、次に掲げるいずれかの者が分類し、承認するものとする。
 1. 当局
 2. 承認設計組織（JMAR21. A. 263の(c) 1. 及び(c) 8. に定める特権の範囲内であって承認の条件に記載されているものに限る。）
- (b) 自衛隊型式証明の大変更は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、承認されるものとする。
 1. 設計変更及び当該変更により影響を受ける範囲が、JMAR21. A. 101に従い当局が定めた型式証明基準に適合することが証明されていること。
 2. 運用適合性データに影響を及ぼす変更の場合においては、運用適合性データに必要な変更が、JMAR21. A. 101に従い当局が定めた運用適合性データ証明基準に適合することが証明されていること。
 3. 1. 及び2. に示された適合性がJMAR21. A. 20に従い証明されていること。
- (c) (b) 2. 及び(b) 3. にかかわらず、JMAR21. A. 20の(d)に示す宣言に含む申出により、運用適合性データ証明基準への適合性が証明される前に、航空機の自衛隊型式証明の大変更を承認することができる。ただし、申請者は、実際に当該運用適合性データが使用される日より前に運用適合性データ証明基準との適合性について証明しなければならない。
- (d) 自衛隊型式証明の大変更の承認は、その変更に関連する自衛隊型式証明の特定の形態に限定されなければならない。

21. A. 101 自衛隊型式証明の大変更のための型式証明基準及び運用適合性データ証明基準

- (a) 自衛隊型式証明の大変更及び当該大変更により影響を受ける範囲は、当該大変更の申請日において当該大変更の対象の製品に適用される耐空性基準又は(f)により同日以後に適用されることとなった耐空性基準のいずれかに適合しなければならない。当該申請の有効性は、JMAR21. A. 93の(c)に従い、決定するものとする。

(b) (a)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、(a)に示す耐空性基準その他直接関連する耐空性に係る要件よりも前に適用となった耐空性基準又は耐空性に係る要件を使用することができる。ただし、自衛隊型式証明書において参照し組み込んだ耐空性基準の適用日より前に適用となった耐空性基準又は耐空性に係る要件については、この限りでない。

1. 当局が重要 (significant) でないと決定する変更の場合。特定の変更が重要な変更であるか否かを判断するときは、当局は、当該設計に対して、過去の全ての関連する設計変更及び自衛隊型式証明書において参照し組み込んだ耐空性基準の全ての関連する変更を併せて考慮するものとする。次のいずれかに該当する自衛隊型式証明の変更は、「重要な変更 (significant change)」とみなさなければならない。

(i) 該当する製品の一般的な形態又は製造 (construction) の原則が維持されない変更

(ii) 変更の対象となる製品に対する自衛隊型式証明の前提が有効でなくなる変更

2. 変更による影響を受けないと当局が判断した範囲、システム、部品又は機器の場合

3. 変更により影響を受ける範囲、システム、部品又は機器の場合であって、(a)による耐空性基準に適合することが製品の安全性の水準の向上に実質的に寄与しない、又は当該耐空性基準に適合することが非現実的であると当局が判断したもの。

(c) (予約)

(d) 自衛隊型式証明の変更の申請日に有効な耐空性基準が当該変更案に対して十分な耐空性の水準 (standards) を示していないと当局が判断したときは、申請者は、当該変更の申請日に有効な耐空性基準に定められた安全性と同等の安全性を確保するため、当該変更が、次のいずれかの場合に当局が定める特別条件 (special condition) 及び当該特別条件の変更にも適合するようにしなければならない。

1. 自衛隊型式証明の変更に係る製品が、有効な耐空性基準の基礎となる設計上の慣行 (design practices) と比べて、新規性のある又は通常と異なる設計上の特徴を有する場合

2. 当該変更に係る製品の用途が通常と異なる場合

3. 運用中の他の類似の製品若しくは類似の設計上の特徴を有する製品からの経験又は新たに特定された危険 (hazards) から、当該変更に係る製品に安全でない状態が発生する可能性がある場合

4. 有効な耐空性基準が、当該変更に係る製品の種類 (class) に対して存在しない場合又は当該変更に係る製品が認証を求める運航の方法を想定していない場合

(e) (a)から(c)までにかかわらず、当該変更及び当該変更により影響を受ける範囲については、申請者は、当局が指定する耐空性基準に代わる基準として自らが提案し、次に示す安全性が確保されると当局が判断した代替基準への適合性を証明することができる。

1. 自衛隊型式証明：次に掲げるいずれかのもの

(i) (a)から(c)までのいずれかの下で当局が指定した耐空性基準の安全性と同等のもの

(ii) 訓令附属書第1又は第2に掲げる基準に適合するもの

2. 自衛隊制限付型式証明

製品の用途に応じた十分な安全性を確保するもの

- (f) 申請者が、自衛隊型式証明の変更の申請を行った後に有効となった耐空性に係る要件に対して適合性を証明することを選択する場合には、当該変更及び当該変更により影響を受ける範囲については、選択した耐空性に係る要件と直接関係するその他の耐空性基準又は耐空性に係る要件にも適合するものでなければならない。
- (g) 航空機の自衛隊型式証明の変更の申請には、運用適合性データへの変更を含めるか、又は追加で含める場合には、(a)から(f)までに従い、運用適合性データ証明基準を定めなければならない。

21. A. 105 記録の保存

- (a) 自衛隊型式証明又は自衛隊制限付型式証明の申請者は、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書（試験が行われた変更する製品に係る検査の記録を含む。）を当局が利用できるように保存するとともに、製品の継続耐空性及び運用適合性データの継続的な妥当性の確保のために必要な情報を提供するために保存しなければならない。
- (b) (a)により保存する記録は、自衛隊型式証明を受けた型式の全ての航空機の用途を廃止した日の翌日から起算して2年を経過する日まで保存されなければならない。ただし、当局が別の定めをしたときは、この限りでない。

21. A. 107 耐空性を維持するための指示書

- (a) 自衛隊型式証明の小変更の承認の保有者は、小変更を受ける製品の全ての既知の運用組織に対し、自衛隊型式証明の小変更の承認を受けた製品の引渡しの際又は関係する航空機に対する最初の自衛隊耐空証明書の交付のときのいずれか遅いときまでに、適用される型式証明基準に従い作成した小変更を反映した耐空性を維持するための指示書の変更を少なくとも1セット提供するとともに、その後は当該指示書の変更の要件に適合する必要がある他の組織の求めに応じ、当該組織が当該指示書の変更を利用できるようにしなければならない。
- (b) 自衛隊型式証明の小変更の承認の保有者は、耐空性を維持するための指示書の変更を、小変更を受ける製品の全ての既知の運用組織が利用できるようにするとともに、当該指示書の要件に適合する必要がある他の組織の求めに応じ、提供しなければならない。

21. A. 108 運用適合性データの利用可能性

自衛隊型式証明の小変更の承認の保有者は、自衛隊型式証明の小変更が運用適合性データに影響を及ぼす場合には、次に掲げる全ての事項を行わなければならない。

- (a) 運用組織が運用適合性データの利用を始める前に、適用される運用適合性証明基準に従い作成した少なくとも1セットの完全な運用適合性データを変更された航空機の全ての既知の運用組織が利用できるようにすること。
- (b) 当該変更の影響を受けた運用適合性データに更なる変更があった場合には、当該変更の内容を変更した航空機の全ての既知の運用組織が利用できるようにすること。
- (c) 次に掲げる者の求めに応じ、運用適合性データの(a)及び(b)の変更の関係する部分を利用できるようにすること。
 - 1. 当局
 - 2. 当該運用適合性データの1つ又はそれ以上の要素に適合することが求められる者

21. A. 109 義務及びMPAマーキング

自衛隊型式証明の小変更の承認を受けた保有者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (a) JMAR21. A. 4、JMAR21. A. 105、JMAR21. A. 107及びJMAR21. A. 108に定める義務
- (b) JMAR21. A. 804に従い、MPAの文字を含む適切なマーキングを行うこと。

サブパートE 自衛隊追加型式証明

21. A. 111 適用範囲

このサブパートは、自衛隊追加型式証明の手続の下での自衛隊型式証明の大変更の承認に関する手続並びに自衛隊追加型式証明の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。このサブパートにおいて、自衛隊型式証明には、自衛隊制限付型式証明を含むものとする。

21. A. 112A 適格性

JMAR21. A. 112Bに従い設計組織としての能力を証明した者又はその過程にある者は、このサブパートに定める条件の下で、自衛隊追加型式証明を申請することができる。

21. A. 112B 能力の証明

- (a) 自衛隊追加型式証明の申請者は、サブパートJに従い、当局による設計組織の承認を有することにより、設計組織としての能力を有することを証明しなければならない。
- (b) (a)にかかわらず、申請者は、設計組織としての能力を有することを証明するための代替手段として、このサブパートに適合するために必要となる特定の設計手法、人的・物的資源及び一連の活動を定めた手順の使用について、当局に同意を求めることができる。
- (c) (予約)
- (d) (a)にかかわらず、防衛省の組織が自衛隊追加型式証明の申請者となる場合は、JMAR21. A. 2に従い、及びJMAR21. A. 14の(d)に準じて、JMAR21. A. 118Aに適合していることの証明を含め、設計組織としての能力を有することを証明することができる。
(注) 自衛隊追加型式証明の申請者は、訓令第12条の規定に基づき、幕僚長等であるため、自らが設計組織としての能力を有することを証明する場合を除き、(d)が適用される。

21. A. 113 自衛隊追加型式証明の申請

- (a) 自衛隊追加型式証明の申請は、自衛隊追加型式証明申請書（JMAR様式33）を当局に提出することにより行わなければならない。
- (b) 自衛隊追加型式証明の申請者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (i) JMAR21. A. 93の(b)により求められる情報を申請書に含めること。
 - (ii) 証明のためのデータが申請者により全て準備されるものであるか、又は自衛隊型式証明のデータの保有者との取決めに基づき準備されるものであるかについて特定すること。
- (c) JMAR21. A. 93の(c)は、申請の有効期間の要件及び自衛隊追加型式証明が、同意された期間内に承認されなかった場合又は承認されないことが明らかとなった場合における型式証明基準及び運用適合性データ証明基準の更新の必

要性の要件に準用する。

21. A. 115 自衛隊追加型式証明の承認要件

- (a) 自衛隊追加型式証明は、次に掲げるいずれかの者により交付されるものとする。
 - 1. 当局
 - 2. 承認設計組織（JMAR21. A. 263の(c)1. 及び(c)9. に定める特権の範囲内であつて承認の条件に記載されているものに限る。）
- (b) 自衛隊追加型式証明は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、交付されるものとする。
 - 1. 申請者がJMAR21. A. 112Bに従い、設計組織としての能力を有することを示していること。
 - 2. 自衛隊型式証明の変更及び当該変更により影響を受ける範囲が、JMAR21. A. 101に従い当局が定める型式証明基準に適合していることが証明されていること。
 - 3. 運用適合性データに影響を及ぼす場合は、運用適合性データへの必要な変更が、JMAR21. A. 101に従い当局が定める運用適合性データ証明基準に適合していることが証明されていること。
 - 4. 2. 及び3. への適合性がJMAR21. A. 20に準じて証明されていること。
 - 5. 申請者が、JMAR21. A. 113の(b)に従い型式証明データの保有者との取決めに基づき証明のためのデータを提出する旨を示した場合は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。
 - (i) 自衛隊型式証明の保有者が、JMAR21. A. 93に準じて、提出された情報について技術的に異論がない旨を示していること。
 - (ii) JMAR21. A. 44及びJMAR21. A. 118Aとの適合性の確保を通じて、自衛隊追加型式証明により変更された製品の継続耐空性に関する全ての義務の履行を確実にするため、自衛隊型式証明の保有者が、自衛隊追加型式証明の申請者と協力することに合意していること。
- (c) (b)3. 及び(b)4. にかかわらず、申請者は、JMAR21. A. 20の(d)に示す宣言に含む申出により、運用適合性データの運用適合性データ証明基準への適合性が証明される前に、自衛隊追加型式証明を受けることができる。ただし、申請者は、実際に当該運用適合性データが使用される日より前に運用適合性データ証明基準との適合性を証明しなければならない。
- (d) 自衛隊追加型式証明は、その大変更に関連する自衛隊型式証明の特定の形態に限定するものとする。

21. A. 116 移管可能性

自衛隊追加型式証明の移管は、JMAR21A. 118Aの義務を履行することができ、かつ、当該義務の履行のため、JMAR21. A. 112Bの基準を満たすように設計組織としての能力を証明した幕僚長等に対してのみ行うことができる。

移管は、自衛隊型式証明書等の保有者の変更の申請書（JMAR様式38）を当局に提出することにより行わなければならない。

21. A. 117 自衛隊追加型式証明の対象部分に対する変更（自衛隊追加型式証明の変更）

- (a) 自衛隊追加型式証明を受けた製品の対象部分の小変更は、サブパートDに従い、分類し、承認するものとする。
- (b) 自衛隊追加型式証明を受けた製品の対象部分の個々の大変更は、このサブ

パートに従い、別の自衛隊追加型式証明として承認するものとする。

- (c) (b)にかかわらず、自衛隊追加型式証明を受けた製品の対象部分の大変更であって、当該自衛隊追加型式証明の保有者による申請は、当該自衛隊追加型式証明の変更として承認することができる。

21. A. 118A 義務及びMPAマーキング

自衛隊追加型式証明の保有者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(a) 次に掲げる義務の履行

1. JMAR21. A. 3A、JMAR21. A. 3B、JMAR21. A. 4、JMAR21. A. 118C、JMAR21. A. 119、JMAR21. A. 120A及びJMAR21. A. 120Bに定める義務
2. JMAR21. A. 115の(b)5. の下での自衛隊型式証明の保有者との協力に含まれる義務。この目的のため、JMAR21. A. 112Bの基準を継続的に満たすこと。

- (b) JMAR21. A. 804の(a)に従い、部品及び機器にMPAの文字を含む適切なマーキングを行うこと。

21. A. 118B 有効期間及び継続的な有効性

- (a) 自衛隊追加型式証明の有効期間は、無期限とし、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、効力を有し続けるものとする。

1. 自衛隊追加型式証明の保有者がJMAR21に適合すること。
2. 当局の定めた手続に従い自衛隊追加型式証明が放棄され、又は取り消されていないこと。

- (b) 自衛隊追加型式証明が放棄され、又は取り消されたときは、自衛隊追加型式証明書は、当局に返納されなければならない。

21. A. 118C 記録の保存

自衛隊追加型式証明の保有者は、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書（試験が行われた製品に係る検査の記録を含む。）を当局が利用できるように保存するとともに、製品の継続耐空性及び運用適合性データの継続的な妥当性を確保のために必要な情報を提供するために保存しなければならない。

このJMAR21. A. 118Cにより保存する記録は、自衛隊追加型式証明を受けた型式の全ての航空機の用途を廃止した日の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。ただし、当局が別の定めをしたときは、この限りでない。

21. A. 119 マニュアル類

自衛隊追加型式証明の保有者は、適用される型式証明基準及び運用適合性データ証明基準により求められるマニュアルであって、当該自衛隊追加型式証明のために修正を加えた版の原本を作成し、維持し、及び更新するとともに、当局の求めに応じ、その写しを提出しなければならない。

21. A. 120A 耐空性を維持するための指示書

- (a) 自衛隊追加型式証明の保有者は、当該自衛隊追加型式証明の内容が組み込まれる製品の全ての既知の運用組織に対し、自衛隊追加型式証明を受けた製品の引渡しするとき又は関係する航空機に対する最初の自衛隊耐空証明書の交付のときのいずれか遅いときまでに、適用される型式証明基準に従い作成した変更を反映した耐空性を維持するための指示書の変更を少なくとも1セット提供するとともに、その後は当該指示書の変更の要件に適合する必要のあ

る他の組織の求めに応じ、当該組織が当該指示書の変更を利用できるようにしなければならない。オーバーホールその他の重整備に関するマニュアル類又は耐空性を維持するための指示書の変更の一部については、その提供を当該製品の使用開始以降に延期することができる。ただし、当該製品が所定の使用年数、飛行時間又はサイクルに達する前までに利用できるようにしなければならない。

- (b) 自衛隊追加型式証明の保有者は、耐空性を維持するための指示書の変更を、製品の全ての既知の運用組織が利用できるようにするとともに、当該指示書の要件に適合する必要がある他の組織の求めに応じ、提供しなければならない。自衛隊追加型式証明の申請者は、耐空性を維持するための指示書の変更をどのように提供するかを示す計画を当局に提出しなければならない。

21. A. 120B 運用適合性データの利用可能性

自衛隊追加型式証明の保有者は、自衛隊追加型式証明による自衛隊型式証明の変更が運用適合性データに影響を及ぼす場合には、次に掲げる全ての事項を行わなければならない。

- (a) 運用組織が運用適合性データの利用を始める前に、適用される運用適合性証明基準に従い作成した少なくとも1セットの完全な運用適合性データを、変更された航空機の全ての既知の運用組織が利用できるようにすること。
- (b) 当該変更の影響を受けた運用適合性データに更なる変更があった場合には、当該変更の内容を、変更された航空機の全ての既知の運用組織が利用できるようにすること。
- (c) 次に掲げる者の求めに応じ、変更した部分の運用適合性データを利用できるようにすること。
1. 当該運用適合性データの1つ又はそれ以上の要素との合致性について確認する責任を有する当局
 2. 当該運用適合性データの1つ又はそれ以上の要素に適合することが求められる者

サブパートF 製造組織の承認を受けない製造

21. A. 121 適用範囲

- (a) このサブパートは、サブパートGの下で製造組織の承認を受けずに製造する製品、部品及び機器の該当する設計データとの合致性を証明するための手続を定める。
- (b) このサブパートは、このサブパートの下で製造する製品、部品又は機器の製造者の義務を定める。
- (c) 幕僚長等は、このサブパートに該当する場合、製造者と契約を締結するときは、このサブパートに定める製造者に関する事項について、当該製造者が適切に履行することができるよう契約により担保しなければならない

21. A. 122 適格性

次のいずれかを満たす者は、このサブパートの下で、個々の製品、部品又は機器の合致性を示すための申請をすることができる。

- (a) 製品、部品又は機器の設計の承認を保有しているか又は当該承認を申請していること。
- (b) 当該設計の承認の申請者又は保有者との適切な取決めを通じ、製造と設計との間における十分な調整を確保すること。

21. A. 124 申請

- (a) このサブパートの下で個々の製品、部品及び機器の合致性を示すための申請は、製造承認申請書（JMAR様式60）を当局に提出することにより行わなければならない。
- (b) 申請書には、次に掲げる事項を含めなければならない。
 - 1. 次のいずれかを証明する文書
 - (i) サブパートGの下で製造組織の承認を受けることが適切ではないこと。
 - (ii) サブパートGの下で製造組織の承認を受けるまでの間、このサブパートの下で製品、部品又は機器の認証 又は承認を受ける必要があること。
 - 2. JMAR21. A. 125Aの(b)により求められる情報の概要

21. A. 125A 合意文書の発行

申請者は、次に掲げる条件を全て満たした場合は、このサブパートの下で、個々の製品、部品及び機器の合致性を示すことを認める製造承認書（JMAR様式65。JMAR21. A. 125B及びJMAR21. A. 125Cにおいて「製造承認書」という。）の交付を受けるものとする。

- (a) 製品、部品又は機器が該当する設計データに合致し、安全に使用できる状態であることを確保するための製造検査システムを確立していること。
- (b) 次の事項を含むマニュアルを提供していること。
 - 1. (a)の下で求められる製造検査システムの説明
 - 2. 製造検査システムを決定する手段の説明
 - 3. JMAR21. A. 127及びJMAR21. A. 128で求められる試験の説明並びにJMAR21. A. 130の(a)の目的のために権限を与えられた者の氏名
- (c) JMAR21. A. 3A及びJMAR21. A. 129の(d)に従い、支援が可能であることが示されていること。

21. A. 125B 指摘事項

- (a) 製造承認書の保有者が、JMAR21の該当する要件に適合していないこと（non-compliance）を示す客観的な証拠が発見されたときは、当局は、指摘事項を次のとおり分類するものとする。
 - 1. レベル1 指摘事項とは、JMAR21との不適合であって、該当する設計データとの不適合が管理不能なものになる可能性があり、かつ、航空機の安全性に影響を及ぼす可能性のある全ての不適合をいう。
 - 2. レベル2 指摘事項とは、レベル1 指摘事項に分類されない全てのJMAR21との不適合をいう。
- (b) レベル3 指摘事項とは、客観的な証拠により、(a)に示す不適合につながる可能性のある潜在的な問題を含むことが特定された全ての事項をいう。
- (c) 製造承認書の保有者は、当局から指摘事項の通知を受けたときは、次に掲げる指摘事項のレベルに応じ、それぞれ次の措置を講じなければならない。
 - 1. レベル1 指摘事項 製造承認書の保有者は、当局による指摘事項について通知を確認した日から起算して21日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）をいう。JMAR21. A. 158の(c)1. 及びJMAR21. A. 258の(c)1. において同じ。）の日数は、算入しない。）以内に、当局が納得できる是正措置を示さなければならない。
 - 2. レベル2 指摘事項 製造承認書の保有者は、指摘事項の性質に応じ、当

初は通知を確認した日から起算して3か月を超えない範囲内において当局が定める期間内で当局が納得できる十分な是正措置を講じたことを示さなければならない。ただし、当局が指摘事項の性質上適切と認める場合で、当局が納得できる是正措置の実施計画が提出されたときは、当該実施期間を延長することができる。

3. レベル3 指摘事項 製造承認書の保有者は、直ちに措置を講じることは求められない。

(d) レベル1 指摘事項又はレベル2 指摘事項の場合、当局は、製造承認書の一部又は全てを制限し、一時停止し、又は取り消すことができる。製造承認書の保有者は、適切なタイミングで、製造承認書の制限、一時停止又は取消しの通知を受けたことを確認しなければならない。

21. A. 125C 有効期間及び継続的な有効性

(a) 製造承認書の有効期間は、1年を超えない期間又は当局が同意した期間とする。製造承認書は、次のいずれかに該当しない場合に限り、有効である。

1. 製造承認書の保有者がこのサブパートの該当する要件への適合性を証明できない場合
2. 製造者が、合意の下で製品、部品又は機器の製造の十分な管理を行うことができていない証拠がある場合
3. 製造者がJMAR 21. A. 122の要件を満たさなくなった場合
4. 製造承認書が放棄され、若しくは取り消され、又は有効期限が切れた場合

(b) 製造承認書が放棄され、若しくは取り消され、又は有効期限が切れたときは、当該製造承認書は、当局に返納されなければならない。

21. A. 126 製造検査システム

(a) JMAR21. A. 125Aの(a)の下で求められる製造検査システムは、次に掲げる事項を証明しなければならない。

1. 完成品に使用される入荷した資材及び購入され、又は外注した部品が、該当する設計データと合致していること。
2. 入荷した資材及び購入され、又は外注した部品が適切に特定されていること。
3. 完成品の品質及び安全性に影響を及ぼす工程、製造技術及び組立方法が、当局が受け入れた仕様に従って達成されていること。
4. 資材の代替を含む設計変更が、完成品に組み込まれる前に、サブパートD又はサブパートEの下で承認されていること。

(b) JMAR21. A. 125Aの(a)により求められる製造検査システムは、次に掲げる事項も保証しなければならない。

1. 製造中の部品について、該当する設計データに合致しているか否かを正確に決定できる製造工程において検査されること。
2. 損傷し、及び劣化する可能性のある資材が適切に保管され、十分に保護されること。
3. 最新の設計図面が製造員及び検査員にとって容易に利用可能であり、必要な場合に使用されること。
4. 不合格となった資材及び部品が、完成品に誤って装備されない方法で分離され、識別されること。
5. 設計データ又は仕様からの逸脱のために保留され、完成品に装備することについて検討される資材及び部品は、承認された技術・製造審査の手順

の対象となること。この手順によって使用可能と判断された資材及び部品は、適切に識別されなければならない。再加工又は修理が必要な場合には再検査されなければならない。この手順で不合格となった資材及び部品は、完成品に組み込まれないことを保証するために、マーキングが行われ、処分されなければならない。

6. 製造検査システムの下で作成された記録は、製品の継続耐空性の確保のために必要な情報を提供するために製造者によって保存され、できる限り、完成した製品又は部品と共に識別され、保持されること。

21. A. 127 試験：航空機

- (a) このサブパートの下で製造される航空機の製造者は、JMAR21. A. 125Aの(a)への適合性を確立する手段として、承認された地上試験及び飛行試験の手順並びに試験結果記録書の様式を確立し、それらの様式に従って、製造した航空機を試験しなければならない。
- (b) 製造試験の手順は、少なくとも次に掲げる事項を含まなければならない。
 1. 操縦性 (handling qualities) の確認
 2. 飛行性能の確認 (通常の航空計器を使用)
 3. 航空機の全ての機器及びシステムが適切に機能していることの確認
 4. 全ての計器類に適切なマーキングが行われていること並びに飛行試験の後に全てのプラカード及び必要な飛行マニュアルが備え付けられていることの確認
 5. 地上における航空機の運用の特性 (operational characteristics) の確認
 6. その他試験を行う航空機に特有の事項の確認

21. A. 128 試験：発動機及びプロペラ

このサブパートの下で製造される発動機又はプロペラの製造者は、JMAR21. A. 125Aの(a)への適合性を確立する手段として、発動機又は可変ピッチプロペラが自衛隊型式証明を受けた運用範囲で適切に作動することを決定するために、発動機又は可変ピッチプロペラに対して、自衛隊型式証明の所有者の文書に定められた受入れ可能な機能試験を実施しなければならない。

21. A. 129 製造者の義務

このサブパートの下で製造される製品、部品又は機器の製造者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 製品、部品又は機器が当局による検査に利用できるようにすること。
- (b) 製品が該当する設計データに合致するか否かを決定するために必要な技術データ及び図面を製造場所に保持すること。
- (c) 製品が該当する設計データに合致し、安全に運用できる状態にあることを保証するための製造検査システムを維持すること。
- (d) 製造した製品、部品又は機器に関し、継続耐空性の確保のための業務を行う自衛隊型式証明、自衛隊制限付型式証明又は設計の承認の所有者に対し、必要な支援を行うこと。
- (e) 好ましくない傾向を特定し、又は不具合に対処するため、かつ、当局に報告すべき事象を抽出するため、事象発生報告の収集及び評価を可能とする安全促進のための内部の事象発生報告に関する制度を確立し、かつ、維持すること。当該制度には、事象に関係する情報の評価及び関連情報の周知 (promulgation) に関する事項を含めなければならない。

(f)

1. 製造組織により出荷された製品、部品又は機器について、出荷後、該当する設計データからの逸脱の可能性が特定された全ての事例を自衛隊型式証明、自衛隊制限付型式証明又は設計の承認の保有者に報告し、安全でない状態につながる可能性のある逸脱を特定するため、自衛隊型式証明、自衛隊制限付型式証明又は設計の承認の保有者と共に調査すること。
2. 1. で特定された安全でない状態につながる可能性のある逸脱を当局に報告すること。当該報告は、JMAR21. A. 3Aの(b)2. の下で事象発生報告を当局に提出することにより行うこと。
3. 製造者が、他の製造組織のサプライヤーである場合は、当該製造組織に対しても、出荷済みの製品、部品又は機器について該当する設計データからの逸脱の可能性が特定された全ての事例を報告すること。

21. A. 130 保証書（設計合致保証書及び使用可能保証書（Statement of conformity））

- (a) このサブパートの下で製造される製品、部品又は機器の製造者は、完成機に対しては航空機設計合致保証書（JMAR様式52）を、その他の製品、部品又は機器に対しては使用可能保証書（JMAR様式1）を発行しなければならない。この保証書は、製造組織において責任ある地位の権限を与えられた者により署名されなければならない。
- (b) 保証書（航空機設計合致保証書及び使用可能保証書をいう。このJMAR21. A. 130において同じ。）には、次に掲げる事項の全てを含めなければならない。
 1. 製品、部品又は機器について、承認された設計データに合致しており、かつ、安全に運用できる状態にあること。
 2. 航空機について、JMAR 21. A. 127の(a)に従い地上試験及び飛行試験を実施したこと。
 3. 発動機又は可変ピッチプロペラについて、製造者がJMAR21. A. 128に従い最終機能試験を実施したこと。
 4. —
- (c) 製品、部品又は機器の製造者は、次のいずれかに該当する場合は、当局による確認（validation）を受けるため、最新の保証書を当局に提示しなければならない。
 1. 最初に製品、部品又は機器の所有権を移転する場合
 2. 航空機の最初の自衛隊耐空証明書の交付を申請する場合
 3. 発動機、プロペラ、部品又は機器の最初の使用可能保証書その他の耐空性に関する文書の交付を申請する場合
- (d) 検査の結果、製品、部品又は機器が該当する設計データに合致し、かつ、安全に運用できる状態にあると判断した場合には、当局は、保証書に副署することにより、その有効性を確認（validate）するものとする。

サブパートG 製品、部品及び機器の製造組織の承認

21. A. 131 適用範囲

このサブパートは、次に掲げる事項を定める。

- (a) 製品、部品及び機器の該当する設計データとの合致性を示す製造組織の承認に関する手続
- (b) 製造組織の承認の申請者及び保有者の権利及び義務を定める規則
- (c) 幕僚長等は、製造組織と契約を締結するときは、このサブパートに定める

製造組織に関する事項について、当該製造組織が適切に履行することができるよう契約により担保しなければならない。

21. A. 133 適格性

次の(a)を満たし、かつ、(b)又は(c)のいずれかを満たす者は、このサブパートの下で、製造組織の承認を申請することができる。

- (a) 申請に係る業務の範囲に関し、このサブパートの下での製造組織の承認が、特定の設計との合致性を示す上で適切であることを示すこと。
- (b) 当該特定の設計の承認を保有するか又は当該承認を申請していること。
- (c) 当該特定の設計の承認の申請者又は保有者との適切な取決めを通じ、製造と設計との間における十分な調整を確保すること。

21. A. 134 申請

製造組織の承認の申請は、製造組織承認申請書(JMAR様式50)を当局に提出することにより行わなければならない。当該申請には、JMAR21. A. 143により求められる情報の概要及びJMAR21. A. 151の下で記載されることを希望する承認の条件を含めなければならない。

21. A. 135 製造組織承認書の交付

製造組織の承認の申請者は、このサブパートの要件への適合性を証明したときは、当局による製造組織承認書(JMAR様式55a)の交付を受けるものとする。

21. A. 139 品質管理システム

- (a) 製造組織は、品質管理システムを確立し、及び維持できることを証明しなければならない。品質管理システムは文書化されなければならない。品質管理システムは、製造組織若しくは提携企業により製造され、又は外部の企業から提供され、若しくは外部の企業に委託された個々の製品、部品又は機器が該当する設計データと合致し、安全に運用できる状態にあり、ゆえにJMAR 21. A. 163に定める特権を行使することを可能とするものでなければならない。

- (b) 品質管理システムには、次に掲げる事項を含めなければならない。

1. 承認の範囲内で、必要に応じ、次に掲げる事項に関する管理の手順
 - (i) 文書の発行、承認又は改訂
 - (ii) 購入先企業及び委託先企業の監査及び管理
 - (iii) 入荷した製品、部品、資材及び装置(それぞれ中古品を含む。)が該当する設計データと合致していることを確認する検査(verification)
 - (iv) 識別及びトレーサビリティ
 - (v) 製造工程
 - (vi) 検査及び試験(製造飛行試験を含む。)
 - (vii) 工具、治具及び試験装置の較正
 - (viii) 不適合品(non-conforming item)の管理
 - (ix) 設計の承認の申請者又は保有者との耐空性に関する調整
 - (x) 記録の作成及び保存
 - (xi) 人員の能力及び資格
 - (xii) 使用可能保証書その他の耐空性に関する文書の発行
 - (xiii) 製品、部品及び機器の取扱い、保管及び梱包

(xiv) 内部における品質管理に関する監査及び監査の結果として生じる是正措置

(xv) 承認された施設以外の場所で実施される承認の条件内の作業

(xvi) 航空機を安全に運用できる状態に維持するために、製造完了から納入前までに実施される作業

(xvii) —

管理の手順には、全ての重要部品 (critical parts) に関する具体的な規定を含めなければならない。

2. 品質管理システムの文書化された手順の遵守及び当該手順の妥当性を監視するための独立した品質保証機能。当該監視には、必要に応じ、是正措置を講じることを保証するため、JMAR21. A. 145の(c)2. に示す者への、最終的にはJMAR21. A. 145の(c)1. に示す製造組織最高責任者 (accountable manager) まで到達する報告制度 (feedback system) を含めなければならない。

21. A. 143 製造組織解説 (Production Organisation Exposition)

(a) 製造組織は、次に掲げる情報を記載した製造組織解説を当局に提出しなければならない。

1. 製造組織のこのサブパートへの適合性を示す製造組織解説及び関連マニュアルを常に遵守する旨を確認する声明 (statement) であって、製造組織最高責任者が署名したもの

2. JMAR21. A. 145の(c)2. に従い当局が受け入れた製造組織の管理者の役職及び氏名

3. 製造組織を代表して当局と直接調整する事項を含め、JMAR21. A. 145の(c)2. により求められる製造組織の管理者の職務及び責任

4. JMAR21. A. 145の(c)1. 及び2. により求められる製造組織最高責任者から製造組織の管理者に至るまでの責任の系統を示す組織図

5. JMAR21. A. 145の(d)に示す設計合致証明員 (Certifying Staff) の名簿

6. 人的資源に関する一般的な説明

7. 製造組織承認書に記載された各所在地における施設の一般的な説明

8. 製造組織承認の条件と関係する業務の範囲に係る一般的な説明

9. 製造組織の変更に係る当局への通知の手順

10. 製造組織解説の改訂手順

11. 品質管理システム及びJMAR21. A. 139の(b)1. により求められる管理の手順の説明

12. JMAR21. A. 139の(a)に示す外部の企業の一覧

13. 飛行試験を実施する場合の製造組織の飛行試験に関する方針及び手順を定めた飛行試験運用マニュアル。飛行試験運用マニュアルには、次に掲げる事項を含めなければならない。

(i) 飛行試験に関する手順の説明

(ii) 該当する場合、航空機乗組員の編成、能力、カレンシー (currency) 及び飛行時間の制限を含む航空機乗組員の編成に関する方針

(iii) 該当する場合、航空機乗組員以外の者の搭乗の手順及び飛行試験の訓練手順

(iv) リスク・安全管理の方針及びその方法

(v) 飛行試験機に搭載する計器及び装備を特定するための手順

(vi) 飛行試験のために作成する必要がある文書の一覧

(b) 製造組織解説は、組織の最新の状態を反映するために必要に応じて改訂さ

れなければならない。改訂された製造組織解説の写しは、当局に提出されなければならない。

21. A. 145 承認の要件

製造組織は、JMAR21. A. 143に従い提出した情報に基づき、次に掲げる事項を証明しなければならない。

- (a) 一般的な承認の要件に関し、施設、作業条件、器材及び工具、製造工程及び資材、人員の数及び能力並びに一般的な組織構成が、JMAR21. A. 165の義務を履行するために十分なものであること。
- (b) 全ての必要な耐空性のデータに関し、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - 1. 製造組織が、該当する設計データへの合致性を確認するために、当局及び自衛隊型式証明、自衛隊制限付型式証明若しくは設計の承認の保有者又は申請者から必要なデータを受領していること。
 - 2. 製造組織が、耐空性に関するデータが製造データに正しく組み込まれることを保証するための手順を定めていること。
 - 3. 当該データが最新の状態に保たれ、かつ、職務の遂行のために当該データへのアクセスを必要とする全ての職員に利用可能な状態であること。
- (c) 管理者を含む人員に関し、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - 1. 製造組織最高責任者が製造組織により指名され、当局に対して説明責任を負うこと。製造組織最高責任者は、全ての製造が、求められる標準（standards）に従い行われること並びに製造組織がJMAR21. A. 143に示す製造組織解説に示されたデータ及び手順に継続的に適合していることを保証する責任を負うこと。
 - 2. 製造組織がJMAR21の要件に適合していることを保証するため、製造組織により必要な人員が指名され、かつ、その権限の範囲とともに個人が特定されていること。これらの人員は、1.に示す製造組織最高責任者の直接の管理の下で業務に従事すること。指名された人員は、その職責を果たすため、承認組織管理職員資格届出書（JMAR様式4）により適切な知識、経歴及び経験を有することを示すことができること。
 - 3. 全ての職階の人員が、各人員に割り当てられた責任を果たすために適切な権限を与えられた上で、耐空性に係るデータの問題に関し、製造組織内で完全かつ効果的な調整が行われること。
- (d) 製造組織の承認の条件又は範囲の下で、JMAR21. A. 163の下で発行される文書に署名する権限を製造組織から与えられた設計合致証明員に関し、次に掲げる全ての要件を満たすこと。
 - 1. 設計合致証明員の知識、経歴（製造組織内の他の業務に関するものを含む。）及び経験が、各人に割り当てられた職責を果たすために適切であること。
 - 2. 製造組織が、設計合致証明員の権限の範囲の詳細を含め、全ての設計合致証明員の記録を維持すること。
 - 3. 設計合致証明員に対し、その権限の範囲を示す文書が提供されていること。

21. A. 147 承認製造組織の変更

- (a) 製造組織の承認後、製品、部品又は機器の該当する設計データとの合致性の証明又はそれらの耐空性に重大な影響を及ぼす品質管理システムの変更その他の製造組織の各変更は、当局の承認を受けなければならない。申請は、

組織承認の変更申請書（JMAR様式103）を当局に提出することにより行い、製造組織は、当該変更を実施する前に、製造組織がこのサブパートに適合し続けることを当局に対して証明しなければならない。

- (b) 当局は、このサブパートの下で承認を受けた製造組織が組織を変更している間、製造組織が業務を継続することができる条件を定めるものとする。ただし、当局が当該承認の一時停止を命じたときは、この限りでない。

21. A. 148 所在地の変更

承認を受けた製造組織の製造施設の所在地の変更は、重大な変更とし、JMAR 21. A. 147の要件に適合しなければならない。

21. A. 149 移管可能性

JMAR21. A. 147の目的上、重大な変更とみなされる所有権の変更による場合を除き、製造組織の承認は、移管することができない。

21. A. 151 承認の条件

承認の条件として、製造組織の承認の保有者がJMAR21. A. 163の下での特権を行使することができる業務の範囲及び製品若しくは部品及び機器のいずれか又はその両方の種類を特定しなければならない。当該承認の条件は、製造組織承認書の一部（JMAR様式55b）に記載するものとする。

21. A. 153 承認の条件の変更

承認の条件の変更は、当局の承認を受けなければならない。承認の条件の変更の申請は、組織承認の変更申請書（JMAR様式103）を当局に提出することにより行わなければならない。当該変更の申請に係る製造組織は、当該変更内容がこのサブパートの該当する要件に適合しなければならない。

21. A. 157 検査（Investigations）

製造組織は、当局がこのサブパートの該当する要件に適合すること及び適合し続けることを確認するために、提携企業及び委託先企業に対するものを含め、必要な検査を当局が行うことを可能とする態勢を整えなければならない。

21. A. 158 指摘事項

- (a) 製造組織の承認の保有者が、JMAR21の該当する要件に適合していないこと（non-compliance）を示す客観的な証拠が発見されたときは、当局は、指摘事項を次のとおり分類するものとする。

1. レベル1 指摘事項とは、JMAR21との不適合であって、該当する設計データとの不適合が管理不能なものになる可能性があり、かつ、航空機の安全性に影響を及ぼす可能性のある全ての不適合をいう。

2. レベル2 指摘事項とは、レベル1 指摘事項に分類されない全てのJMAR21との不適合をいう。

- (b) レベル3 指摘事項とは、客観的な証拠により、(a)に示す不適合につながる可能性のある潜在的な問題を含むことが特定された全ての事項をいう。

- (c) 製造組織の承認の保有者は、当局から指摘事項の通知を受けたときは、次に掲げる指摘事項のレベルに応じ、それぞれ次の措置を講じなければならない。

1. レベル1 指摘事項 製造組織の承認の保有者は、当局による指摘事項について通知を確認した日から起算して21日（行政機関の休日の日数は、

算入しない。)以内に、当局が納得できる是正措置を示さなければならない。

2. レベル2 指摘事項 製造組織の承認の保有者は、指摘事項の性質に応じ、当初は通知を確認した日から起算して3か月を超えない範囲内において当局が定める期間内で当局が納得できる十分な是正措置を講じたことを示さなければならない。ただし、当局が指摘事項の性質上適切と認める場合で、当局が納得できる是正措置の実施計画が提出されたときは、当該実施期間を延長することができる。
 3. レベル3 指摘事項 製造組織の承認の保有者は、直ちに措置を講じることが求められない。
- (d) レベル1 指摘事項又はレベル2 指摘事項の場合、当局は、製造組織の承認の一部又は全てを制限し、一時停止し、又は取り消すことができる。製造組織の承認の保有者は、適切なタイミングで、製造組織の承認の制限、一時停止、又は取消しの通知を受けたことを確認しなければならない。

21. A. 159 有効期間及び継続的な有効性

- (a) 製造組織の承認の有効期間は、無期限とし、製造組織が、次のいずれかに該当しない場合に限り、効力を有し続けるものとする。
1. 製造組織がこのサブパートの該当する要件への適合性を証明できない場合
 2. 製造組織の承認の保有者又はその提携企業若しくは委託先企業により、当局がJMAR21. A. 157に従い検査を実施することを妨げられた場合
 3. 製造組織が、承認を受けた製品、部品又は機器の製造の十分な管理を行うことができていない証拠がある場合
 4. 製造組織がJMAR21. A. 133の要件を満たさなくなった場合
 5. 製造組織の承認が放棄され、又は取り消された場合
- (b) 当該承認が放棄され、又は取り消されたときには、製造組織承認書は、当局に返納されなければならない。

21. A. 163 特権

製造組織の承認の保有者は、JMAR21. A. 135の下で受けた承認の条件に従い、次に掲げる業務を行うことができる。

- (a) JMAR21の下で製造活動を行うこと。
- (b) 完成機に関し、JMAR21. A. 174の下で航空機設計合致保証書（JMAR様式52）を提示した後、更なる合致性を示すことなく、航空機の自衛隊耐空証明を取得すること。
- (c) 完成機以外の製品、部品又は機器に関し、更なる合致性を示すことなく、使用可能保証書（Authorized Release Certificate）（JMAR様式1）を発行すること。
- (d) 製造した新造機を整備し、当該整備に関する整備作業完了証明（Certificate of Release to Service）（JMAR様式53）を発行すること。
- (e) —

21. A. 165 保有者の義務

製造組織の承認の保有者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) JMAR21. A. 143に従い提出した製造組織解説及び当該製造組織解説において参照する文書が、製造組織内で基本的な作業文書として使用されることを保証すること。

- (b) 製造組織の承認に当たって承認されたデータ及び手順との適合性を維持すること。
- (c)
1. 航空機設計合致保証書を当局に提出する前に、各完成機が、型式設計に合致し、かつ、安全に運用できる状態にあることを確認すること。
 2. 使用可能保証書の発行前に、完成機以外の製品、部品又は機器が、承認された設計データに合致し、かつ、安全に運用できる状態にあることを確認すること。
 3. —
 4. 使用可能保証書（JMAR様式1）を設計との合致性の証明書（conformity certificate）として発行する前に、完成機以外の製品、部品又は機器が、該当する設計データに合致していることを確認すること。
- (d) 実施した作業の詳細を全て記録すること。
- (e) 好ましくない傾向を特定し、又は不具合に対処するため、かつ、当局に報告すべき事象を抽出するため、事象報告の収集及び評価を可能とする安全促進のための内部の事象報告に関する制度を確立し、かつ、維持すること。当該制度には、事象に関係する情報の評価及び関連情報の周知（promulgation）に関する事項を含めなければならない。
- (f)
1. 製造組織により出荷された製品、部品又は機器について、出荷後、該当する設計データからの逸脱の可能性が特定された全ての事例を自衛隊型式証明又は設計の承認の保有者に報告し、安全でない状態につながる可能性のある逸脱を特定するため、自衛隊型式証明又は設計の承認の保有者と共に調査すること。
 2. 1. で特定された安全でない状態につながる可能性のある逸脱を当局に報告すること。当該報告は、JMAR21. A. 3Aの(b) 2. の下で事象発生報告を当局に提出することにより行うこと。
 3. 製造組織の承認の保有者が、他の製造組織のサプライヤーである場合は、当該製造組織に対しても、出荷済みの製品、部品又は機器について該当する設計データからの逸脱の可能性が特定された全ての事例を報告すること。
- (g) 製造された製品、部品又は機器に関し、耐空性の維持のための業務を行う自衛隊型式証明又は設計の承認の保有者に対し、必要な支援を行うこと。
- (h) 製品、部品又は機器の設計データとの合致性を示すために使用されるデータが保護されていることを保証するため、提携企業、サプライヤー及び委託先企業に対して義務付ける要件を含め、記録管理に関する制度を確立すること。当該データは、当局が利用できるように保存するとともに、製品、部品又は機器の継続耐空性の確保のために必要な情報を提供するために保存すること。
- (i) 製造組織の承認の条件の下で、製造組織の承認の保有者が整備作業完了証明を発行する場合、当該整備作業完了証明を発行する前に、完成機が必要な整備を受けて安全に運用できる状態にあると判定すること。
- (j) —
- (k) —

サブパートH 自衛隊耐空証明及び自衛隊制限付耐空証明

21. A. 171 適用範囲

このサブパートは、耐空証明書の交付手続を定める。

21. A. 172 適格性

航空機の登録に関する訓令（令和6年防衛省訓令第5号）に基づき、登録を受け、又は当該登録を申請している航空機が所属する機関等の長たる幕僚長等（陸上自衛隊にあっては陸上幕僚長、海上自衛隊にあっては海上幕僚長、航空自衛隊にあっては航空幕僚長及び防衛装備庁にあっては長官をいう。）は、このサブパートの下で自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付耐空証明を申請することができる。

21. A. 173 分類

耐空証明は、次のとおり分類されるものとする。

- (a) 自衛隊耐空証明 JMAR21に従い交付された自衛隊型式証明に合致する航空機に対して交付されるものとする。
- (b) 自衛隊制限付耐空証明は、次に合致する航空機に対して交付されるものとする。
 - 1. JMAR21に従い交付された自衛隊制限付型式証明に合致する航空機
 - 2. —

21. A. 174 申請

- (a) 自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付耐空証明の申請は、JMAR21. A. 172に従い、自衛隊耐空証明にあっては自衛隊耐空証明申請書（JMAR様式101）を、自衛隊制限付耐空証明にあっては自衛隊制限付耐空証明申請書（JMAR様式101a）を当局に提出することにより行わなければならない。
- (b) 自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付耐空証明の申請には、次に掲げる事項を含めなければならない。
 - 1. 申請する耐空証明の種類（自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付耐空証明）
 - 2. 新たに製造された航空機に関しては、次に掲げる書類
 - (i) 承認された設計に航空機が合致していることを示す次に掲げるもののいずれか
 - JMAR21. A. 163の(b)の下で発行された航空機設計合致保証書
 - JMAR21. A. 130の下で発行され、当局によって確認された航空機設計合致保証書
 - 輸入航空機については、当局により承認された設計と合致していることを示す、当局が受入れ可能な全ての証拠
 - (ii) ローディングスケジュールを付した重量及び重心位置に関する報告書
 - (iii) 飛行規程及び当局が求める他のマニュアル
 - 3. 中古航空機に関しては、次に掲げる書類
 - (i) EMARに適合する制度を導入している国であって、かつ、我が国と同等以上の基準及び手続により耐空証明その他これに準ずる行為をしたと長官が認める軍用航空機については、同国において発行された軍耐空性検査証明書（Military Airworthiness Review Certificate）
 - (ii) その他の航空機
 - 航空機の登録国（輸出国）の当局が発行した輸出時における航空機の耐空性の状況を示す書類
 - ローディングスケジュールを付した重量及び重心位置に関する報告書
 - 飛行規程及び当局が求める他のマニュアル
 - 航空機の製造、改造及び整備の標準を定めるための過去の記録（制限

付耐空証明書の場合は、関連する全ての制限を含む。)

- 自衛隊耐空証明書又は自衛隊制限付耐空証明書の交付及びJMAR Mに従い耐空性検査を実施した上での耐空性検査証明書の交付に関する推薦書

(c) (b)2. (i) 及び(b)3. (ii) に示す書類は、当局に航空機を提示する日前 60 日以内に発行されたものでなければならない。ただし、当局との別の同意がある場合は、この限りでない。

21. A. 175 言語

適用される耐空性基準により求められるマニュアル、プラカード、チェックリスト、計器のマーキングその他の必要な情報は、日本語又は英語で表記しなければならない。

21. A. 177 自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付型式証明の修正又は変更

自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付型式証明は、当局に限り、その記載事項の修正又は変更を行うことができる。

21. A. 179 移管可能性及び再交付

(a) 運用組織が変更になる場合

1. 運用組織は、新たな運用組織に、航空機とともに、自衛隊耐空証明書又は自衛隊制限付型式証明書を移管しなければならない。

2. —

(b) —

21. A. 180 立入検査 (Inspections)

自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付型式証明の保有者は、当局の求めに応じ、当該自衛隊耐空証明又は当該自衛隊制限付型式証明を受けた航空機への立入りを認めなければならない。

21. A. 181 有効期間及び継続的な有効性

(a) 自衛隊耐空証明及び自衛隊制限付型式証明の有効期間は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、無期限とする。

1. 該当する型式設計及び耐空性の維持のための要件に適合していること。
2. 対象の航空機が登録簿に登録され続けていること。
3. 自衛隊型式証明書又は自衛隊制限付型式証明書が、JMAR21. A. 51の下で無効となっていないこと。
4. 自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付型式証明が放棄され、又は取り消されていないこと。

(b) 自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付型式証明が放棄され、又は取り消されたときは、自衛隊耐空証明書又は自衛隊制限付型式証明書は、当局に返納されなければならない。

21. A. 182 航空機の識別

このサブパートの下での自衛隊耐空証明又は自衛隊制限付型式証明の申請者は、当該申請の対象の航空機がサブパートQに従い識別されていることを証明しなければならない。

サブパートI 騒音証明書

21. A. 201 適用範囲

—

21. A. 203 適格性

—

21. A. 204 申請

—

21. A. 207 変更 (Amendment or modification)

—

21. A. 209 証明書の移管及び再交付

—

21. A. 210 立入検査 (Inspections)

—

21. A. 211 有効期間及び継続的な有効性

—

サブパートJ 設計組織の承認

21. A. 231 適用範囲

このサブパートは、設計組織の承認に関する手続並びに当該承認の申請者及び所有者の権利及び義務を定める。このサブパートにおいて、自衛隊型式証明には、自衛隊制限付型式証明を含むものとする。

JMAR21. A. 233の(a)で示すJMAR21. A. 14、JMAR21. A. 112B、JMAR21. A. 432B又はJMAR21. A. 602Bに従い設計組織と契約を締結するときは、このサブパートに定める設計組織に関する事項について、当該設計組織が適切に履行することができるよう契約により担保しなければならない。

21. A. 233 適格性

当局の裁量により、次のいずれかを満たす者は、このサブパートの下で、設計組織の承認を申請することができる。

- (a) JMAR21. A. 14、JMAR21. A. 112B、JMAR21. A. 432B又はJMAR21. A. 602Bに従うこと。
- (b) JMAR21. A. 263の下での特権を得る求めがあるときの小変更又は小修理設計の適合性の承認

21. A. 234 申請

設計組織の承認の申請は、設計組織承認申請書（JMAR様式80）を当局に提出することにより行わなければならない。当該申請には、JMAR21. A. 243により求められる情報の概要及びJMAR21. A. 251の下で記載されることを希望する承認の条件を含めなければならない。

21. A. 235 設計組織承認書の交付

設計組織の承認の申請者は、このサブパートの要件への適合性を証明したときは、当局による設計組織承認書（JMAR様式830）の交付を受けるものとする

。

21. A. 239 設計保証システム

- (a) 設計組織は、申請の対象となる製品、部品及び機器の設計及び設計変更を管理し、及び監督するための設計保証システムを確立し、及び維持できることを証明しなければならない。設計保証システムは、設計組織が次に掲げる事項を行うことができるようなものでなければならない。
 - 1. 製品、部品及び機器の設計又はその変更が、適用される型式証明基準及び運用適合性データ証明基準に適合することを保証すること。
 - 2. 次に掲げる事項について、適切に設計組織の責任を果たすことを保証すること。
 - (i) JMAR21の該当する規定
 - (ii) JMAR21. A. 251の下で定められる承認の条件
 - 3. 設計保証システムの文書化された手順の遵守及び当該手順の妥当性を独立して監視すること。当該監視には、是正措置を講じることを保証する責任を有する者に対する報告制度を含めなければならない。
- (b) 設計保証システムに、適合性の証明についての独立した検査機能を含めなければならない。設計組織は、当該検査機能に基づき、適合性の表明を示す文書 (compliance statements) 及び関連文書を当局に提出しなければならない。
- (c) 設計組織は、設計保証システムの文書化された手順に示された方法に従い提携企業又は委託先企業により設計される部品若しくは機器又は実施される作業について、その妥当性を設計保証システムが確認する方法を定めなければならない。

21. A. 243 設計組織解説 (Handbook (Design Organisation Exposition))

- (a) 設計組織は、組織構成、関連手順及び設計対象又は設計変更対象の製品について、直接又は相互参照により記載した設計組織解説を当局に提出しなければならない。飛行試験を実施する場合には、飛行試験に関する方針及び手順を定めた飛行試験運用マニュアルを当局に提出しなければならない。飛行試験運用マニュアルには、次に掲げる事項を含めなければならない。
 - 1. 飛行試験に係る手順の説明
 - 2. 当局の求めに応じ、航空機乗組員の編成、能力、カレンシー及び飛行時間の制限を含む航空機乗組員の編成に関する方針
 - 3. 該当する場合、航空機乗組員以外の者の搭乗の手順及び飛行試験の訓練手順
 - 4. リスク・安全管理の方針及びその方法
 - 5. 飛行試験機に搭載する計器及び装備を特定するための手順
 - 6. 飛行試験のために作成する必要がある文書の一覧
- (b) 部品若しくは機器又は製品の変更が提携企業又は委託先企業により設計される場合には、設計組織解説に、これらの全ての部品及び機器について、設計組織がJMAR21. A. 239の (b) により求められる適合性の保証を与える方法についての記載を含めるとともに、当該保証のために必要となる、提携企業や委託先企業の設計活動及び組織構成に係る説明及び情報についての記載を、直接又は相互参照により含めなければならない。
- (c) 設計組織解説は、組織の最新の状態を反映するために必要に応じて改訂されなければならない。改訂された設計組織解説の写しは、当局に提出されなければならない。

- (d) 設計組織は、組織内で耐空性に影響を及ぼす決定に責任を有する管理者その他の職員の資格及び経験について記載する文書として、承認組織管理職員資格届出書（JMAR様式4）を提出しなければならない。

21. A. 245 承認の要件

設計組織は、JMAR21. A. 243に従い提出した情報に基づき、JMAR21. A. 239の要件に適合していることに加えて、次に掲げる事項を証明しなければならない。

- (a) 全ての技術部門の人員が十分な規模であり、各人員は、割り当てられた責任を果たすための十分な経験を有し、かつ、適切な権限を与えられていること。これらの規模、経験及び権限が、各種施設、設備及び器材と併せ、製品の耐空性及び運用適合性に係る目的を実現するために十分なものであること。
- (b) 耐空性及び運用適合性に関する事項に関し、部門間及び部門内において完全かつ効率的な調整が行われること。

21. A. 247 設計保証システムの変更

設計組織の承認後、製品の適合性の証明、耐空性及び運用適合性に重大な影響を及ぼす設計保証システムの変更は、当局の承認を受けなければならない。申請は、組織承認の変更申請書（JMAR様式103）を当局に提出することにより行われなければならない。設計組織は、設計保証システムを実際に変更する前に、設計組織解説の変更案に基づいて、設計保証システムの変更後もこのサブパートに適合し続けることを、当局に対して証明しなければならない。

21. A. 249 移管可能性

JMAR21. A. 247の目的上、重大な変更とみなされる所有権の変更による場合を除き、設計組織の承認は、移管することができない。

21. A. 251 承認の条件

承認の条件として、設計業務の種類、設計組織の承認の対象となる製品、部品及び機器のカテゴリ、製品の耐空性及び運用適合性のために設計組織として実施することを認められた機能及び義務を明記しなければならない。自衛隊型式証明又は補助動力装置（Auxiliary Power Units (APU)）。以下「APU」という。）に係る構成品の承認を対象とする設計組織の承認については、当該製品又はAPUの一覧を含めなければならない。これらの承認の条件（JMAR様式831）は、設計組織承認書（JMAR様式830）の一部として発行される。

21. A. 253 承認の条件の変更

承認の条件の変更は、当局の承認を受けなければならない。当該変更の申請は、組織承認の変更申請書（JMAR様式103）を当局に提出することにより行われなければならない。設計組織は、このサブパートの該当する要件に適合することを証明しなければならない。

21. A. 257 検査（Investigations）

- (a) 設計組織は、このサブパートの該当する要件に適合すること及び適合し続けることを確認するため、提携企業及び委託先企業に対するものを含め、当局が必要なあらゆる検査を行うことを可能とする態勢を整えなければならない。
- (b) 設計組織は、JMAR21. A. 239の(b)に従い提出された適合性の表明を示す文

書の妥当性を確認するために必要なあらゆる報告書の審査、検査又は飛行試験及び地上試験の実施若しくは立会いを当局が行えるようにしなければならない。

21. A. 258 指摘事項

- (a) JMAR21. A. 257に示す検査において、設計組織の承認の保有者が、JMAR21の該当する要件に適合していないことを示す客観的な証拠が発見されたときは、当局は、指摘事項を次のとおり分類するものとする。
 - 1. レベル 1 指摘事項とは、JMAR21との不適合であって、適用される要件との不適合が管理不能なものになる可能性があり、かつ、航空機の安全性に影響を及ぼす可能性のある全ての不適合をいう。
 - 2. レベル 2 指摘事項とは、レベル 1 指摘事項に分類されない全てのJMAR21との不適合をいう。
- (b) レベル 3 指摘事項とは、客観的な証拠により、(a)に示す不適合につながる可能性のある潜在的な問題を含むことが特定された全ての事項をいう。
- (c) 設計組織の承認の保有者は、当局が定めた手続に従い、当局から指摘事項の通知を受けたときは、次に掲げる指摘事項のレベルに応じ、それぞれ次の措置を講じなければならない。
 - 1. レベル 1 指摘事項 設計組織の承認の保有者は、当局による指摘事項について通知を確認した日から起算して 2 1 日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内に、当局が納得できる十分な是正措置を講じたことを当局に示さなければならない。
 - 2. レベル 2 指摘事項 設計組織の承認の保有者は、指摘事項の性質に応じ、当初は通知を確認した日から起算して 3 か月を超えない範囲内において当局が定める期間内で当局が納得できる十分な是正措置を講じたことを示さなければならない。ただし、当局が指摘事項の性質上適切と認める場合で、当局が納得できる是正措置の実施計画が提出されたときは、当該実施期間を延長することができる。
 - 3. レベル 3 指摘事項 設計組織の承認の保有者は、直ちに措置を講じることは求められない。
- (d) レベル 1 指摘事項又はレベル 2 指摘事項の場合、当局は、定められた手続に従い設計組織の承認の一部又は全てを一時停止し、又は取り消すことができる。設計組織の承認の保有者は、適切なタイミングで、設計組織の承認の一時停止又は取消しの通知を受けたことを確認しなければならない。

21. A. 259 有効期間及び継続的な有効性

- (a) 設計組織の承認の有効期間は、無期限とし、設計組織が、次のいずれかに該当しない場合に限り、効力を有し続けるものとする。
 - 1. 設計組織がこのサブパートの該当する要件への適合性を証明できない場合
 - 2. 設計組織の承認の保有者又はその提携企業若しくは委託先企業により、当局がJMAR 21. A. 257に従い検査を実施することを妨げられた場合
 - 3. 設計保証システムが、承認を受けた製品の設計又はその設計変更の十分な管理及び監督を行うことができていない証拠がある場合
 - 4. 当局の定めた手続に従い設計組織の承認が放棄され、又は取り消された場合
- (b) 当該承認が放棄され、又は取り消されたときは、設計組織承認書は、当局に返納されなければならない。

21. A. 263 特権

- (a) (予約)
- (b) (予約)
- (c) 設計組織の承認の保有者は、当局が定める承認の条件の範囲内で、設計保証システムの関連する手順の下で、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 1. 自衛隊型式証明の変更及び自衛隊追加型式証明の変更並びに修理設計について、「大」又は「小」の分類を行うこと。
 - 2. 自衛隊型式証明及び自衛隊追加型式証明の小変更並びに小修理を承認すること。
 - 3. (予約)
 - 4. (予約)
 - 5. サブパートMの下で製品又はAPUに対する特定の大修理設計を承認すること。
 - 6. —
 - 7. —
 - 8. サブパートDの下で自衛隊型式証明の特定の大変更を承認すること。
 - 9. サブパートEの下で特定の自衛隊追加型式証明の発行及び自衛隊追加型式証明の特定の大変更を承認すること。
- (d) —

21. A. 265 保有者の義務

設計組織の承認の保有者は、当局が定める承認の条件の範囲内で、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 設計保証システムと適合するように、JMAR21. A. 243の下で求められる設計組織解説を維持すること。
- (b) 設計組織解説又は相互参照により設計組織解説に含められた関連手順が、設計組織内で基本的な作業文書として使用されることを保証すること。
- (c) 製品の設計若しくは当該設計の変更又は当該製品の修理が、該当する仕様及び要件に適合していること並びに安全でない特徴を有していないことについて判断すること。
- (d) JMAR21. A. 263の(c)に定める業務を行う場合を除き、(c)への適合性を裏付けるために示す表明書及び関連文書を当局に提出すること。
- (e) JMAR21. A. 3Bの下で必要となる措置に関するデータ及び情報を当局に提供すること。
- (f) —
- (g) —
- (h) 当局によって定められた承認の条件の範囲内において、設計組織の権限の下で発行されたデータ及び情報を指定するとともに、当該データ及び当該情報に「本文書の技術的内容は、承認設計組織の権限の下で承認された。（設計組織の名称）」と記載すること。

サブパートK 部品及び機器

21. A. 301 適用範囲

このサブパートは、部品及び機器の承認に関する手続を定める。

このサブパートにおいて、自衛隊型式証明には、自衛隊制限付型式証明を含むものとする。

21. A. 303 該当する要件への適合

自衛隊型式証明を受けた製品に装備する部品及び機器の適合性は、次のいずれかにより証明しなければならない。

- (a) 当該部品及び当該機器が装備される製品に適用されるサブパートB、サブパートD又はサブパートEの認証の手續
- (b) 該当する場合、サブパート0の構成品の承認
- (c) 標準部品の場合、次に掲げる規格その他の公知の規格に従うこと。
 - 日本産業規格 (JIS)
 - National Aerospace Standards (NAS)
 - Army-Navy Aeronautical Standards (AN)
 - Society of Automotive Engineers (SAE)
 - SAE Sematic
 - Joint Electron Device Engineering Council
 - Joint Electron Tube Engineering Council
 - American National Standards Institute (ANSI)
 - European Norm (EN) Specifications
 - Aerospace Standards (AS)
 - Military Standards (MS)
 - Semitec
 - American Electronics Association
 - Deutsches Industrie-Norm (DIN)

21. A. 305 部品及び機器の承認

訓令その他の規則又は当局の指示により部品又は機器の承認が明示的に求められる全ての場合において、当該部品又は当該機器は、サブパート0が示す技術上の基準 (technical standards) 及び耐空性基準に適合しなければならない。

21. A. 307 部品及び機器の使用可能保証

部品又は機器は、安全に使用できる状態にあり、かつ、次のいずれかに該当する場合に限り、自衛隊型式証明を受けた製品に装備することができる。

- (a) 当該部品が承認された設計データに合致した形で製造され、サブパートQに従いマーキングが行われていることを証明する使用可能保証書 (JMAR様式1) が添付されている場合
- (b) 標準部品である場合
- (c) (予約)
- (d) (a)からの逸脱として、型式証明を受けた製品の承認を受けた型式設計で特定された技術上の基準 (technical standards) 及び性能上の基準 (performance standards) 等の適用される設計データに合致するように製造されたことを証明する設計との合致性の保証書 (Certificate of Conformity) 又はこれと同等の保証書が添付され、以下の全ての条件を満たす場合
 1. 重要部品 (critical part) ではなく、その部品が自衛隊型式証明又は意図する運航の方法に適用される規則によって要求されていないこと。
 2. 部品が航空機の耐空性に悪影響を及ぼさないことが当局に対して証明されていること。
 3. 部品とその製造者を識別できる設計との合致性の保証書 (Certificate of Conformity) 又はこれと同等の保証書が、当局に受け入れられるものであること。

4. 適用される設計データに基づき、構成品の製造者を識別することができる名称、商標又は社標及び部品の部品番号のマーキングが行われていること。

サブパートL 不適用

サブパートM 修理

21. A. 431A 適用範囲

- (a) このサブパートは、製品、部品又は機器の修理設計の承認に関する手続並びに当該承認の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。
- (b) このサブパートは、このサブパートの下での承認過程の対象としない標準修理を定義する。
- (c) 「修理」とは、製品、部品又は機器について、製造者から製品が出荷された後に、耐空性を有する状態にするために損傷の除去及び修復又はそのいずれかを行うことをいう。
- (d) 設計活動の必要がない部品又は機器の交換による損傷の除去は、整備作業とみなし、JMAR21の下での承認を要しない。
- (e) APU以外の承認を受けた構成品の修理は、承認された構成品の変更として扱い、JMAR21. A. 611に従い、処理しなければならない。
- (f) このサブパートにおいて、自衛隊型式証明には、自衛隊制限付型式証明を含むものとする。

21. A. 431B 標準修理

- (a) 標準修理とは、次に掲げる全ての要件を満たす修理をいう。
 - 1. 製品に関しては、当局が受け入れたものであること。
 - 2. 耐空性基準又は当局が交付し、若しくは当局に受け入れられた同等の基準（関連する耐空性を維持するための指示書を含め、標準修理を実施し、及び特定するための当局が受け入れられる方法、技術及び慣行を含むものに限る。）に含まれる設計データに沿うものであること。
 - 3. 自衛隊型式証明の保有者が有するデータと矛盾しないこと。
- (b) JMAR21. A. 432AからJMAR21. A. 451までは、標準修理には適用しない。

21. A. 432A 適格性

- (a) JMAR21. A. 432Bに従い設計組織としての能力を証明した者又はその過程にある者は、このサブパートに定める条件の下で、大修理設計の承認を申請することができる。
- (b) いかなる者も、小修理設計の承認を申請することができる。

21. A. 432B 能力の証明

- (a) 大修理設計の承認の申請者は、サブパートJに従い、当局による設計組織の承認を有することにより、設計組織としての能力を有することを証明しなければならない。
- (b) (a)にかかわらず、申請者は、設計組織としての能力を有することを証明するための代替手段として、このサブパートに適合するために必要となる特定の設計手法、人的・物的資源及び一連の活動を定めた手順の使用について、当局に同意を求めることができる。
- (c) （予約）
- (d) (a)にかかわらず、防衛省の組織が大修理設計の承認の申請者となる場合

は、JMAR21. A. 451に適合していることの証明を含め、JMAR21. A. 2に従い、JMAR21. A. 14の(d)に準じて、設計組織としての能力を有することを証明することができる。

(注) 修理設計の承認の申請者は、訓令第21条の規定に基づき、幕僚長等であるため、自らが設計組織としての能力を有することを証明する場合を除き、(d)が適用される。

21. A. 432C 修理設計の承認の申請

- (a) 修理設計の承認に係る申請は、当局が定めた様式（大変更・大修理設計の承認申請書（JMAR様式31）又は小変更・小修理設計の承認申請書（JMAR様式32））及び方法で行わなければならない。
- (b) 大修理設計の承認に係る申請には、次に掲げる事項を含む適合性証明プログラムを含めるか、又は追加で提出しなければならない。
 - 1. 損傷の説明及び修理を行う航空機等の型式設計の形態を特定した修理設計の説明
 - 2. 型式設計及び承認を受けたマニュアル類に関し、修理設計により変更される、又は修理設計の影響を受ける全ての範囲の特定
 - 3. 修理設計及び当該修理設計により影響を受ける範囲が、自衛隊型式証明、自衛隊追加型式証明又はAPUに係る構成品の承認のいずれか該当するものにおいて適用される型式証明基準に適合していることを証明するために必要な再検査の特定
 - 4. 自衛隊型式証明、自衛隊追加型式証明又はAPUに係る構成品の承認のいずれか該当するものにおいて適用される型式証明基準への変更案
 - 5. 適合性証明プログラムについて、適合性を証明するための活動及びデータを、意味のあるグループに分割する案（JMAR21. A. 433の(a)1. に定める適合性の証明のための方法及び過程の案並びに関連する適合性証明文書の案を含む。）
 - 6. 適合性を証明する活動及びデータを意味のあるグループに分割した評価案。当該評価案は、型式証明基準に対して未確認の不適合が存在する可能性及び当該不適合が製品の安全性に及ぼす潜在的な影響について評価するものとする。当該評価の案は、少なくとも次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (i) 認証プロジェクトに関する、運用上の観点、組織上の観点及び設計に係る知見の管理の観点に関するものを含む新規性のある又は通常と異なる特徴
 - (ii) 設計の複雑さ及び適合性を証明する複雑さ又はそのいずれか
 - (iii) 類似の設計に関して特定されたものを含めた、設計又は技術の重大性及び関連する安全上のリスク
 - (iv) 申請に係る設計組織の関連分野における実績及び経験当該評価に基づき、申請書には、適合性を証明する活動及びデータの検証に対する当局の関与の案を含めなければならない。
 - 7. 証明のためのデータが申請者により全て準備されるものであるか、又は自衛隊型式証明のデータの保有者との取決めに基づき準備されるものであるかについての詳細。

21. A. 433 修理設計の要件

- (a) 修理設計は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、承認されるものとする。

1. JMAR21. A. 432Cの(b)に示す適合性証明プログラムに従い、修理設計が自衛隊型式証明、自衛隊追加型式証明又はAPUに係る構成品の承認のいずれか該当するものに含まれる型式証明基準及び当局が定め、通知した全ての変更内容に適合していることが証明されていること。
 2. 1.に従い適用される型式証明基準への適合性が宣言され、適合性を認めるに至った根拠が適合性証明文書に記録されていること。
 3. 認証を求める対象となった製品の用途に関して、製品を安全でないものとする可能性のある特徴又は特性が特定されていないこと。
 4. 申請者が、JMAR21. A. 432Cの(b)7.に従い、自衛隊型式証明に係るデータの保有者との取決めに基づき、証明のためのデータを提出したことを示す場合は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。
 - (i) 当該保有者が、(a)2.の下で提出された情報について技術的に異論がない旨を示していること。
 - (ii) JMAR21. A. 451へ適合することにより、変更された製品の継続耐空性に関する全ての義務の履行を保証するために、自衛隊型式証明の保有者が、当該申請者と協力することに合意していること。
- (b) 申請者は、(a)2.に示す宣言及び当局の求めに応じ全ての必要な証明データを当局に提出しなければならない。

21. A. 435 修理設計の分類及び承認

- (a) 修理設計は、自衛隊型式証明の変更に関するJMAR21. A. 91に定める基準に準じて、「大」又は「小」に分類されなければならない。
- (b) 修理設計は、次に掲げるいずれかの者が分類し、承認するものとする。
 1. 当局
 2. 承認設計組織（JMAR21. A. 263の(c)1.、(c)2.及び(c)5.に定める特権の範囲内であって承認の条件に記載されているものに限る。）

21. A. 439 修理用部品の製造

修理に使う部品及び機器は、修理設計の承認の保有者が提供する全ての必要な設計データに基づく製造データに従い、次のいずれかにより製造されなければならない。

- (a) サブパートFの下での製造
- (b) サブパートGに従い適切に承認を受けた製造組織による製造
- (c) JMAR145に従い適切に承認を受けた整備組織による製造

21. A. 441 修理の実施

- (a) 修理は、JMAR145に従うか又はJMAR21のサブパートGに従い適切に承認を受けた製造組織により、JMAR21. A. 163の(d)の特権に従い行われなければならない。
- (b) 当該修理に係る設計組織は、修理を行う組織に対し、必要な全ての装備に関する指示（installation instructions）を伝達しなければならない。

21. A. 443 制限事項

修理設計は、制限を付した上で承認することができる。この場合において、修理設計承認書（JMAR様式124）には、全ての必要な指示及び制限を含めるものとする。修理設計の承認の保有者は、当該指示及び制限を、当局が同意した手順に従い、既知の運用組織に伝達しなければならない。

21. A. 445 修理されない損傷

(a) 損傷を受けた製品、部品又は機器が修理されないまま残され、かつ、承認されたデータにより当該製品、部品又は機器の適合性が担保されない場合には、耐空性に影響を与える損傷に関する評価は、次に掲げる者に限り行うことができる。

1. 当局

2. 当局が同意した手続の下で適切に承認を受けた設計組織

全ての必要な制限は、JMAR21. A. 443の手続に従い行わなければならない。

(b) (a)の下で損傷を評価する者が、当局又は自衛隊型式証明、自衛隊追加型式証明若しくはAPUに係る構成品の承認の所有者のいずれでもない場合には、当該組織は、自らの人的・物的資源により、又は必要に応じ、自衛隊型式証明、自衛隊追加型式証明、APUに係る構成品の承認の所有者若しくは製造者との取決めにより、評価の基礎となる情報が十分である根拠を示さなければならない。

21. A. 447 記録の保存

それぞれの修理設計に関し、全ての関連する設計情報、図面、試験結果報告書、指示及びJMAR21. A. 443に従い課される可能性のある制限、分類の根拠並びに修理設計の承認の根拠について、次に掲げる全ての措置が取られなければならない。

(a) 修理設計の承認の所有者が、これらの情報を当局が利用できるように保存すること。

(b) 修理設計の承認の所有者が、修理される製品、部品及び機器の継続耐空性を保証するために必要な情報を提供するために保存すること。

21. A. 449 耐空性を維持するための指示書

(a) 修理設計の承認の所有者は、当該修理設計が適用される製品の運用組織に対し、適用される要件に従い作成した記述データ及び実施のための指示を含め、修理設計の結果により生じる耐空性を維持するための指示書の変更について、少なくとも完全な1セットを提供しなければならない。修理された製品、部品又は機器は、限定された期間、かつ、当局が同意した場合に限り、耐空性を維持するための指示書の変更が完了する前に使用することができる。耐空性を維持するための指示書の変更は、変更された当該指示書の要件に適合する必要がある他の組織の求めに応じて、当該組織が利用可能となるようにしなければならない。オーバーホールその他の重整備に関するマニュアル類又は耐空性を維持するための指示書の変更の一部については、その提供を当該製品の使用開始以降に延期することができる。ただし、申請者は、当該製品が所定の使用年数、飛行時間又はサイクルに達する前までに利用できるようにしなければならない。

(b) 修理設計の承認の所有者は、修理が最初に承認された後に、耐空性を維持するための指示書を更新する場合、当該更新を、修理設計が適用される製品の運用組織に提供しなければならない。また、求めに応じ、変更された当該指示書の要件に適合する必要がある他の組織に対しても利用できるようにしなければならない。また、耐空性を維持するための指示書の更新をどのように提供するかを示す計画を当局に提出しなければならない。

21. A. 451 義務及びMPAマーキング

(a) 大修理設計の承認の所有者は、次に掲げる事項を実施しなければならない

- 。
1. 次に掲げる義務を履行すること。
 - (i) JMAR21. A. 3A、JMAR21. A. 3B、JMAR21. A. 4、JMAR21. A. 439、JMAR21. A. 441、JMAR21. A. 443、JMAR21. A. 447及びJMAR21. A. 449に定める義務
 - (ii) MAR21. A. 433の(b)の下で自衛隊型式証明、自衛隊追加型式証明又はAPUに係る構成品の承認の保有者との協力に含まれる義務
 2. JMAR21. A. 804の(a)に従い、MPAの文字を含む適切なマーキングの実施
- (b) JMAR21. A. 44が適用される自衛隊型式証明、又はAPUに係る構成品の承認の保有者を除き、小修理設計の承認の保有者は、次に掲げる義務を実施しなければならない。
1. JMAR21. A. 4、JMAR21. A. 447及びJMAR21. A. 449に定める義務
 2. JMAR21. A. 804の(a)に従い、MPAの文字を含む適切なマーキングを行うこと。

サブパートN 不適用

サブパートO 構成品の承認 (JTSO Authorisation)

21. A. 601 適用範囲

このサブパートは、構成品（発動機及びプロペラを除く。以下このサブパートにおいて同じ。）の承認（JTSO Authorisation）に関する手続並びに当該承認の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。

21. A. 602A 適格性

構成品を製造し、又は製造しようとする者であって、JMAR21. A. 602Bの下で能力を証明した者又はその過程にある者は、構成品の承認を申請することができる。

21. A. 602B 能力の証明

構成品の承認の申請者は、次に掲げる方法により、製造組織及び設計組織としての能力を証明しなければならない。

- (a) 製造については、サブパートGに従う製造組織の承認
- (b) 設計については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる方法
 1. APUの場合 サブパートJに従う設計組織の承認又はサブパートFの手続の遵守
 2. APU以外の構成品の場合 JMAR21に適合するために必要な特定の設計手法、人的・物的資源及び一連の活動を定めた手順の使用

21. A. 603 申請

- (a) 構成品の承認の申請は、構成品の承認申請書（JMAR様式34）を当局に提出することにより行わなければならない。当該申請には、JMAR21. A. 605により求められる情報の概要を含めなければならない。JMAR21. A. 602Bの(b)2.に係る承認の申請は、設計組織承認の代替手順の承認申請書（JMAR様式81）を当局に提出することにより行わなければならない。
- (b) JMAR21. A. 611に従う小変更が連続することが予想される場合、申請者は、その申請に係る構成品の基本モデル番号及び関連する部品番号の末尾に文字、数字又はそれらを組み合わせたものが随時追加されることを示すため、部品番号の直後に空白の括弧を付さなければならない。

21. A. 604 APUに係る構成品の承認

APUに係る構成品の承認については、JMAR21. A. 603、JMAR21. A. 610及びJMAR21. A. 615にかかわらず、JMAR21. A. 15、JMAR21. A. 20、JMAR21. A. 21、JMAR21. A. 31、JMAR21. A. 33及びJMAR21. A. 44を準用しなければならない。

21. A. 605 データ要件

(a) 構成品の仕様の承認の申請者は、次に掲げる文書を当局に提出しなければならない。

1. JMAR21. A. 606の(b)への適合性を証明する方法を示した適合性証明プログラム
2. 申請者がこのサブパートの要件を満たしていることを証明する文書
3. 申請者が、適合性証明プログラムに従い、構成品が技術上の基準及び耐空性規格 (airworthiness specifications) に適合することを示す、設計及び性能に関する宣言書 (Declaration of Design and Performance (DDP))
4. 適用される技術上の基準及び耐空性規格において求められる技術データの写し
5. サブパートGの下で製造組織の承認を受けるためにJMAR21. A. 143に示す製造組織解説若しくは当該製造組織解説を参照する文書又はサブパートFの下で製造組織の承認を受けない製造を行うためにJMAR21. A. 125Aの(b)に示すマニュアル若しくは当該マニュアルを参照する文書
6. APUに関しては、サブパートJの下で設計組織の承認を受けるためにJMAR21. A. 243に示す設計組織解説又は当該設計組織解説を参照する文書
7. APUを除く全ての構成品について、JMAR21. A. 602Bの(b)2. に示す手順書又はその手順書を参照する文書

(b) 構成品の承認の申請者は、承認過程において明らかとなった承認に重大な影響を及ぼす可能性のある困難又は事象について当局に報告しなければならない。

21. A. 606 構成品の仕様の承認の要件

構成品の承認の申請者は、次に掲げることを行わなければならない。

- (a) JMAR21. A. 602Bに従い、製造組織及び設計組織としての能力を証明すること。
- (b) 構成品が、適用される技術上の基準及び耐空性規格の技術に関する条件に適合すること又は当該技術に関する条件からの逸脱がある場合は、JMAR21. A. 610に従い許容することが認められた逸脱内容に適合することを証明すること。
- (c) このサブパートの要件に適合すること。
- (d) 証明を求める用途に関し、構成品を安全でないものとする可能性のある特徴又は特性が特定されていないことを宣言すること。

21. A. 607 構成品の承認の保有者の特権

構成品の承認の保有者は、構成品を製造し、構成品に適切なマーキングを行うことができる。

21. A. 608 設計及び性能に関する宣言書 (Declaration of Design and Performance (DDP))

(a) 設計及び性能に関する宣言書 (JMAR様式DDP) には、少なくとも次に掲げ

る情報を含めなければならない。

1. JMAR21. A. 31の(a)及び(b)に対応する情報であって、構成品、その設計及び試験規格を特定したもの
 2. 必要に応じ、直接又は他の補足資料を参照することにより示した定格性能
 3. 構成品が適用される技術上の基準及び耐空性規格に適合することを証明することの表明
 4. 関係する試験結果報告書の文書番号
 5. 適切な整備・オーバーホール・修理マニュアルの文書番号
 6. 適用される技術上の基準及び耐空性規格において複数の適合性証明の水準が許容されている場合、適用する適合性の水準
 7. JMAR21. A. 610に従い承認された逸脱の一覧
- (b) 設計及び性能に関する宣言書には、構成品の承認の保有者の署名又はその権限を有する代表者による署名及び当該署名の日付が記載されなければならない。

21. A. 609 構成品の承認の保有者の義務

このサブパートの下、構成品の承認の保有者は、次に掲げることを行わなければならない。

- (a) 完成した構成品がその設計データに合致し、かつ、当該構成品が装備しても安全であることを保証する手続であるサブパートG又はサブパートFに従い、全ての構成品を製造すること。
- (b) 承認を受けた構成品の各モデルについて、JMAR21. A. 613に従い、完全な技術データ及び記録に関する最新の書類を作成し、及び維持すること。
- (c) 構成品に係る適用される耐空性規格により求められる全てのマニュアルの原本を作成し、維持し、及び更新すること。
- (d) 構成品の使用者及び当局の求めに応じ、構成品の使用及び必要な整備・オーバーホール・修理マニュアル並びにその変更内容を利用できるようにすること。
- (e) JMAR21. A. 807に従い、各構成品にマーキングを行うこと。
- (f) JMAR21. A. 3A、JMAR21. A. 3B及びJMAR21. A. 4に適合すること。
- (g) JMAR21. A. 602Bの要件に適合し続けること。

21. A. 610 逸脱の承認

- (a) 適用される技術上の基準及び耐空性規格のいずれかの性能要件からの逸脱の承認を申請する製造者は、逸脱の許容が求められる基準が、当該構成品の設計上の特徴等によって、同等の安全性が確保されることにより補われることを証明しなければならない。
- (b) 逸脱の承認の申請書は、関連する全てのデータを添えて、当局に提出することにより行わなければならない。

21. A. 611 設計の変更

- (a) 構成品の承認の保有者は、当局からの更なる承認を受けることなく、当該構成品の小変更（(b)に示す大変更以外の変更をいう。）を行うことができる。この場合において、仕様の小変更を受けた構成品は、元のモデル番号を維持するものとする（部品番号の変更又は修正により小変更を特定するものとする）。構成品の承認の保有者は、JMAR21. A. 603の(b)への適合性を確保するために必要な全ての変更データを当局に提出しなければならない。

い。

- (b) 適用される技術上の基準及び耐空性規格との適合性を判断するために実質的に完全な再調査を要するような大幅な設計の変更は、大変更とする。構成品の承認の保有者は、設計の大変更を行う前に、構成品に新たな型式又はモデル番号を指定し、JMAR21. A. 603の下で、新たな構成品の承認を申請しなければならない。
- (c) 適合性を表明する文書を提出した構成品の承認の保有者以外の者は、構成品の設計の変更をすることができない。ただし、当該者が当該変更をJMAR21. A. 603の下で別の構成品の承認として申請する場合は、この限りでない。

21. A. 613 記録の保存

構成品の承認の保有者は、品質管理システムに適する又は品質管理システムに関連する記録の保管に関する要件に加えて、関連する全ての設計情報、図面及び試験結果報告書（試験供試体の検査の記録を含む。）を当局が利用できるように保存するとともに、構成品及び構成品が装備される自衛隊型式証明を受けた製品の継続耐空性を保証するために必要な情報を提供するため、それらを保存しなければならない。

21. A. 615 当局による検査（Inspection）

構成品の承認の申請者又は保有者は、当局の求めに応じ、当局が次に掲げることを行えるようにしなければならない。

- (a) あらゆる試験に立ち会うこと。
- (b) 当該構成品に関する技術データを検査すること。

21. A. 619 有効期間及び継続的な有効性

- (a) 構成品の仕様の承認の有効期間は、無期限とし、次のいずれかに該当しない場合に限り、効力を有し続けるものとする。
 - 1. 構成品の承認を受けたときに当局が定めた条件が遵守されていない場合
 - 2. JMAR21. A. 609に定める構成品の承認の保有者の義務が履行されなくなった場合
 - 3. 構成品がその使用中に許容できない危険性（hazards）を引き起こした場合
 - 4. 当局の定める手続に従い構成品の承認が放棄され、又は取り消された場合
- (b) 構成品の承認の保有者は、承認の放棄又は取消しが行われたときは、構成品承認書を当局に返納しなければならない。

21. A. 621 移管可能性

構成品の承認の保有者の所有権の変更（当該変更は、重大な変更とみなされ、該当する場合には、JMAR21. A. 147及びJMAR21. A. 247に適合しなければならない。）による場合を除き、構成品の承認は、移管することができない。

サブパートP 飛行許可

21. A. 701 適用範囲

- (a) 飛行許可は、適用される耐空性の要件を満たさない又は満たすことが証明されていない航空機であって、定められた条件の下で安全に飛行することが可能であり、かつ、次に掲げる目的の飛行を行うときに、このサブパートに

従い交付するものとする。

1. 開発
 2. 規則又は耐空性基準への適合性の証明
 3. 設計組織又は製造組織の航空機乗組員の訓練
 4. 新たに製造された航空機の製造飛行試験
 5. 製造中の航空機の製造施設間の飛行
 6. 納入前飛行試験
 7. 納入又は輸出のための飛行
 8. 当局による証明（自衛隊耐空証明等）を受けるための検査
 9. 市場調査（防衛省の航空機乗組員の訓練を含む。）
 10. 展示飛行及びエアショー
 11. 整備の実施場所、耐空性検査の実施場所又は保管場所へのフェリー
 12. 証明を受けた最大離陸重量を超える重量での飛行
 13. （予約）
 14. —
 15. 自衛隊耐空証明書又は自衛隊制限付耐空証明書の発行が適切ではない航空機
 16. 故障探求又は整備後の1つ若しくはそれ以上のシステム、部品若しくは機器の機能の確認
- (b) このサブパートは、飛行許可の交付手続並びに飛行許可の申請者及び保有者の権利及び義務を定める。

21. A. 703 適格性

- (a) 幕僚長等は、飛行許可を申請することができる。
- (b) —

21. A. 705 国の当局

このサブパートにおいて、「当局」とは、次に掲げる者をいう。

- (a) 防衛大臣
- (b) —

21. A. 707 飛行許可の申請

- (a) 飛行許可の申請は、JMAR21. A. 703に従い、飛行許可申請書（JMAR様式21）を当局に提出することにより行わなければならない。
- (b) 飛行許可の申請には、少なくとも次に掲げる事項を含めなければならない。
1. JMAR21. A. 701に従った飛行の目的
 2. 航空機が適用される耐空性に係る要件に適合しない項目
 3. —
 4. 飛行条件の案
- (c) —

21. A. 708 飛行条件

飛行条件には、次に掲げる事項を含むものとする。

- (a) 飛行許可の申請に係る航空機の形態
- (b) 航空機の安全な運航に必要な全ての条件又は制限であつて、次に掲げる内容を含むもの。
1. 飛行ルート若しくは飛行空域又はその両方に関する条件又は制限

2. 航空機乗組員に関する条件又は制限
 3. 航空機乗組員以外の人員の搭乗に関する制限
 4. 運用限界、具体的な手順又は満たすべき技術的な条件
 5. 該当する場合には、具体的な飛行試験の計画
 6. 整備に関する指示及び当該指示が履行される体制を含む耐空性の維持のための具体的な準備の内容
- (c) 航空機が(b)に定める制限又は条件の下で、安全に飛行できることの証明根拠
- (d) 定められた条件の範囲内にとどめるための航空機の形態の管理の方法

21. A. 709 飛行条件の承認の申請

- (a) —
(b) —

21. A. 710 飛行条件の承認

- (a) —
(b) —
(c) —

21. A. 711 飛行許可書の交付

- (a) 当局は、飛行許可書（JMAR様式20）を当該申請者に交付するものとする。
(b) —
(c) —
(d) —
(e) 飛行許可書には、飛行の目的並びに全ての条件及び制限を記載するものとする。
(f) —
(g) —

21. A. 713 飛行許可の変更

- (a) —
(b) 飛行許可の内容に影響を及ぼす変更（飛行条件又は当該飛行条件に関する証明が無効となる変更を含む。）は、JMAR21. A. 711に従い、新たな飛行許可書を必要とする。

21. A. 715 言語

適用される型式証明基準により求められるマニュアル類、プラカード、チェックリスト、計器のマーキングその他の必要な情報は、日本語又は英語で表記しなければならない。

21. A. 719 移管可能性

- (a) 飛行許可は、移管することができない。
(b) （予約）

21. A. 721 立入検査

飛行許可の保有者又は申請者は、当局の求めに応じ、当該飛行許可に係る航空機への立入りを認めなければならない。

21. A. 723 有効期間及び継続的な有効性

- (a) 飛行許可の有効期間は、12か月を超えない範囲内で当局が定める期間とし、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、有効である。
1. 飛行許可に関するJMAR21. A. 711の(e)の条件及び制限に適合すること。
 2. 飛行許可が放棄され、又は取り消されていないこと。
 3. 対象の航空機が登録簿に登録され続けていること。
- (b) (予約)
- (c) 飛行許可が放棄され、又は取り消されたときは、飛行許可書は当局に返納されなければならない。

21. A. 725 飛行許可の更新

飛行許可の更新は、JMAR21. A. 713に従い、飛行許可の変更として取り扱うものとする。

21. A. 727 飛行許可の保有者の義務

飛行許可の保有者は、飛行許可に係る全ての条件及び制限が満たされ、かつ、維持されることを保証しなければならない。

21. A. 729 記録の保存

- (a) —
- (b) 飛行許可の保有者は、飛行許可の交付に関連する全ての文書を当局が利用できるように保存するとともに、航空機の継続耐空性を確保するために必要な情報を提供できるように当該文書を保存しなければならない。

サブパートQ 製品、部品及び機器の識別

21. A. 801 製品の識別

- (a) 製品を識別するためのマーキングには、次に掲げる情報を含めなければならない。
1. 製造会社の名称
 2. 製品のモデル番号
 3. 製造番号
 4. その他当局が適切と認める情報
- (b) サブパートG又はサブパートFの下で承認を受けた航空機又は発動機を製造する組織は、エッチング、スタンピング、エングレービング（刻印）その他の承認された耐火性を有する方法により(a)に示す情報のマーキングを行った耐火性プレートにより、製造した航空機又は発動機を識別しなければならない。識別プレートは、見えやすい位置に、読みやすい方法で、かつ、通常の運用中に汚損し、若しくは外れ、又は事故時に紛失し、若しくは破壊される可能性がない方法で固定されなければならない。
- (c) サブパートG又はサブパートFの下で承認を受けた組織であって、プロペラ、プロペラ・ブレード又はプロペラ・ハブを製造するものは、プレートの取付け、スタンピング、エングレービング（刻印）、エッチングその他の承認された耐火性を有し、通常の運用中に汚損し、若しくは外れ、又は事故時に紛失し、若しくは破壊される可能性がないような方法により、製品の特性に重大な影響を与えない表面 (a non-critical surface) に(a)に示す情報を含めてマーキングを行い、識別しなければならない。
- (d) (予約)

21. A. 803 識別データの取扱い

- (a) いかなる者も、当局の承認を受けることなく、航空機、発動機、プロペラ、プロペラ・ブレード若しくはプロペラ・ハブ上のJMAR21. A. 801の(a)に示す識別情報又はAPU上のJMAR21. A. 807の(a)に示す識別情報又はAPU上のJMAR21. A. 807の(a)に示す識別情報を除去し、変更し、又は配置してはならない。
- (b) いかなる者も、当局の承認を受けることなく、JMAR 21. A. 801に示す識別プレート又はJMAR21. A. 807に示すAPUの識別プレートを取り外し、又は取り付けてはならない。
- (c) (a)及び(b)にかかわらず、該当する関連実施規則の下で整備作業を実施する者は、当局が定める方法、技術及び慣行に従い、次に掲げる事項を行うことができる。
 - 1. JMAR21. A. 801の(a)に示す航空機、発動機、プロペラ、プロペラ・ブレード若しくはプロペラ・ハブの識別情報又はJMAR21. A. 807の(a)に示すAPUの識別情報を除去し、変更し、若しくは配置すること。
 - 2. 整備作業に必要な場合に、JMAR21. A. 801に示す識別プレート又はJMAR21. A. 807に示すAPUの識別プレートを取り外すこと。
- (d) いかなる者も、(c)2. に従い取り外した識別プレートを、それが取り外された航空機、発動機、プロペラ、プロペラ・ブレード又はプロペラ・ハブ以外にもものに取り付けてはならない。

21. A. 804 部品及び機器の識別

- (a) 全ての部品又は機器には、次に掲げる情報について恒久的に、かつ、読みやすいように、マーキングを行わなければならない。
 - 1. 該当する設計データにおいて特定される方法による製造者を識別する名称、商標又は社標 (symbol)
 - 2. 該当する設計データにおいて定義された部品番号
 - 3. 構成品の承認を受けた構成品を除き、関連する製品の自衛隊型式証明の保有者に属しない承認された設計データに従い製造された部品又は機器については、MPAの文字
- (b) (a)にかかわらず、部品又は機器が、(a)により求められる情報のマーキングを行うのに小さ過ぎる場合又は当該情報のマーキングを行うのに非現実的なことに当局が同意する場合、当該部品若しくは機器又はその容器に添付される使用可能保証書に、当該部品又は機器にマーキングを行うことができなかった旨の情報を含めなければならない。

21. A. 805 重要部品 (critical parts) の識別

JMAR21. A. 804の要件のほか、自衛隊型式証明を受けた製品の部品であって、重要部品として識別されたものの製造者は、恒久的、かつ、読みやすいように、部品番号及び製造番号のマーキングを行わなければならない。

21. A. 807 承認を受けた構成品の識別

- (a) サブパート0の下での構成品の承認の保有者は、各構成品に、恒久的に、かつ、読みやすいように、次に掲げる情報のマーキングを行わなければならない。
 - 1. 製造会社の名称及び所在地
 - 2. 構成品の名称、型式、部品番号又はモデル番号
 - 3. 製造番号若しくは製造年月日又はその両方
 - 4. 該当する構成品の仕様の承認の番号

- (b) (a)にかかわらず、部品が、(a)により求められる情報のマーキングを行うのに小さ過ぎる場合又は当該情報のマーキングを行うのに非現実的なことに当局が同意する場合、当該部品又はその容器に添付される使用可能保証書に、当該部品にマーキングを行うことができなかった旨の情報を含めなければならない。
- (c) サブパートG又はサブパートFの下でAPUを製造する組織は、エッチング、スタンプング、エングレービング（刻印）その他の承認された耐火性を有する方法により(a)に示す情報のマーキングを行った耐火性プレートにより、当該APUを識別しなければならない。識別プレートは、見えやすい位置に、読みやすい方法で、かつ、通常の運用中に汚損し、若しくは外れ、又は事故時に紛失し、若しくは破壊される可能性がない方法で固定されなければならない。